

「みんなで考える私立大学の知的財産」

－知的財産問題検討委員会報告－

平成19年3月

社団法人日本私立大学連盟
知的財産問題検討委員会

はじめに

知的財産問題検討委員会は、平成15年度委員会設置以降、齊藤 博委員長（専修大学法科大学院教授）のもとに、過去3年間にわたり主に以下の7項目にわたる分野の検討を進め、今日求められている「大学の個性化」に資すると同時に、中央政府における知的財産政策のあり方に対し有効な提言を行うべく作業の取り組みが行われた。

- [項目] 1) 私立大学における知的財産活動の基本的考え方
2) 知的財産の創造
3) 知的財産の保護
4) 知的財産の活用
5) 知的財産の管理体制
6) 知的財産関連の人材養成
7) 国等の知的財産戦略政策に対する提言

委員会は、これらの項目を前提とし、「大学の個性化」の領域に資するものとして、主にシンポジウム形式を活用し、各大学の取り組みに関する課題・情報の共有、効果的な展開に対するサポートのあり方等のプロジェクトを進めることとなった。

他方、知財に関連するわが国の法的環境、さらにこれが各大学における知財関連マネージメントに対する影響については、委員会を中心に「中央政府における知的財産政策への有効な提言」を視野に入れた議論と検討として進められ、同時に、このマネージメントに関わるリスク管理の重要性について認識が深められることになったことも注目されることであった。

個別的検討対象については、きわめて重要な成果がもたらされた。しかしながら、各私立大学でのこの分野の位置付けについて見れば、濃淡の差にきわめて大きな違いがあり、そこから各個別大学に共通する有意な足場の構築という点で、いまだ大きな課題と困難とがあることも明白になった。

この点は、当初に比較し、全体的傾向としては、各大学における知的財産創造に対する関心程度の漸次的低下にという事態が見られることにも対応していると思われる。すなわち、一方において先進的取り組みが進められながら、他方において本分野への関心が十分効果的に高められていないという現状にあると見られる。そこで、この分野における人材育成という課題の重要性が、とりわけ大きく浮かび上がってきたと言えるであろう。

したがって、今後知財開発における各大学の取り組みをより発展させるために、先進的諸事例の研究とそれらの汎用性ある標準化が必要となるであろう。本年度、委員会独自のまとめとして、より具体的で説得力を持たせた有効モデルを提示するよう務めている。いずれにしろ、私学における価値ある個性化の課題に対し、知的財産関連が占める意義・重要性の検討と効果的取り組みに対する解明とが、齊藤委員長中心とする各委員の多大なご尽力によって大きな成果に結実したことは、きわめて意義深いことであり、担当理事として心から感謝申し上げる次第である。

平成19年3月

知的財産問題検討委員会
担当理事 平林 千牧

目 次

大学における知的財産とは何か	1
I. 知的財産活動に関する体制と人材育成	
1. 学内の組織・運営	
総合研究推進機構の創設【慶應義塾大学】	5
知的財産本部の設置【立命館大学】	7
知的財産本部の設立【芝浦工業大学】	10
〔各大学への委員会提案〕知的財産に関する管理体制	13
2. 人材育成	
幼稚園から始める知的財産教育【東海大学】	15
人材養成と展望～知財の連携と専門職の視点から～【青山学院大学】	19
〔各大学への委員会提案〕知的財産に関する人材の育成	22
II. 知的財産マネジメント	
学生の研究論文等や就職における守秘義務【日本女子大学】	25
インターネット上における学生の諸問題と大学の対応【南山大学】	27
特許技術の海外企業譲渡の効用と管理【関西学院大学】	30
不正競争防止法と大学【早稲田大学】	33
〔各大学への委員会提案〕知的財産マネジメント	36
III. 知財本部とTLOの連携強化に向けて	43
IV. 国等の知的財産戦略政策に対する提言	49
V. 知的財産に関するQ&A	55
知的財産一般について	59
著作権について	60
特許権について	66
その他の知的財産について	75
出願の手続き、企業との共同研究等について	76
学生との関係等について	80
知的財産問題検討委員会委員名簿	83

大学における知的財産とは何か

知的財産問題検討委員会委員長 齊藤 博（専修大学法科大学院教授）

「大学における知的財産とは何か」というテーマを与えられて、果たして何をどこまで書いたものか、はたと考え込んでしまった。こまめで3年にわたって本知的財産問題検討委員会が採り上げてきた諸課題はすでに再度の報告書で示され、さらに、本報告書でも示されるであろうから、ここでは、大づかみに、総論的なことを述べればよいのかと勝手に決め込み、そのように書くことにした。

そもそも大学と知的財産のかかわりが積極的に議論されるようになったのは、さほど古いことではない。2002年7月3日、知的財産戦略大綱が決定され、同年11月27日、知的財産基本法が成立。ここに、国が知的財産戦略に強い軸足を置く姿勢が明確に打ち出され、俄然、大学と知的財産の関わりにも強い関心が寄せられるようになった。それは、わが国経済の低成長期と重なり、民間企業が社内で積極的に基礎研究を推し進める状況にはなく、その一方で、大学には優れた研究成果が堆積し、活用されないままにいるということで、この際、大学の成果を民間企業の関与によって実用化することはどうか、とその方策が模索されるようになった。筆者も、総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会に専門委員として参加し、その辺りの息遣いを肌で感ずることができた。

通常、大学で創造され堆積されてきた成果をどのように評価するかをめぐるのは、大学と企業の間では大きな開きがあった。大学と企業はそれぞれ固有の使命を担っているからである。大学の視点からはさほどの価値がない成果であっても企業の視点からは大きな潜在的価値を有するものもある。その一方で、学術的には優れた成果であっても実用の面では価値のないものもある。これまでは、そのような評価のずれは顕在化しなかった。それぞれが「わが道」を歩むことでよかったわけだが、大学における知的財産の創造と堆積に外からの関心が強くなるにつれ、大学と企業の間の評価のずれを認識し、両者の接近が図られるようになる。その際、そもそも大学がどのような知的財産を創造できるのか、企業の側がどのような知的財産を求めているのか、この辺りを把握するために大学と企業間の橋渡し役の必要が認識されるようになる。そこで、TLOや知的財産本部、知的財産センターが大学の周辺や大学の内部に次々と設けられ、大学の成果の活用、大学と中小企業をも含む企業との間の連携の道筋、大学の研究開発力への期待を込めた産学の、ときには産官学の共同開発の仕組みが急遽整えられてきた。

もちろん、当連盟加盟の諸大学においても、すでに古くより産学の共同研究開発が独自の手法で行われてきた。多様で柔軟な教育研究環境を有する私立大学こそ、その特性を生かしてさまざまな研究成果を生み出し、社会的使命を積極的に果たすことができたといえよう。そして、今や、そのような大学をも含めて、大学における知的財産の在り様があらためて問いかけられているのが現状である。

それに、大学における知的財産をめぐる課題はわが国固有のものではない。他国においても、academic employmentの過程での成果をどのように評価し、どのように扱うかをめぐって何らかの妥当な解決を模索する作業が進められている（Ann Louise Monotti and Sam Ricketson: Universities and Intellectual Property — Ownership and Exploitation 2003 Oxford）。テクノロジーの開発が急激に進むなか、大学も自らをその渦の中に置き、企業等の外からの期待に応えながら知的財産の創造に関わるようになった。そのような中であって、同時にあらためて大学が自らの位置を確かめる段階にあるということができよう。

ところで、大学における知的財産とは何か。その知的財産にはどのようなものがあるのか。あらためて考えてみると、大学こそ知的財産の宝庫と申すことができる。大学の持つクリエイティブな環境からは、日々、次から次と、新たな知的財産が創造されている。日々の講義も著作物であり、学術論文などの著作物も創作されている。データベースの構築や報告書の作成、研究室での技術的思想やデザインの創作、実験甫場での新種の育成など、大学における日常の生活には知的創作物が溢れている。たしかに企業等においても積極的に知的財産の創造がなされているが、大学における知的財産は、文化的なもの、学術的なもの、非営利なものをも含み、その幅は極めて広い。大学における知的財産を考えると、その幅の広さを看過してはならず、そこにこそ大学の使命の一端をみることができる。

本稿は、そのように広範に及ぶ知的財産を詳論する場ではない。academic employmentの過程で創造される成果の保護と活用について瞥見するにとどめよう。大学の教職員により、ときには大学院学生等を加えて創造された知的財産をどのように保護し活用するのか。そもそも権利化を推し進めるのかどうか。そこでは、大学はビジネスの視点からの判断を迫られる。職務発明が成立し、予約継承がなされたとしても、発明者に支払う対価の額はどうか。権利化しても、特許権等をどのように管理するのか。海外での管理、侵害に対する救済はどうか。課題は多い。その一方、同じく知的財産の創造といっても、著作物については特許の領域と同列に論ずることはできない。著作権は、研究者等が著作物を創作した時点で発生し、その研究者等に帰属する。たしかに職務著作の制度によって法人等の雇用者が著作者の地位を取得できる途もあるが、academic employmentの枠内でなされ又は作成される講義や論文の著作者が法人等の雇用者と考えることはできない。もちろん、大型データベースの構築など、法人等の発意により職務上作成される著作物については職務著作の成立を論ずることができるが、大学において作成される著作物のほとんどがその著作者は個々の研究者等となろう。

このところ、業績を持ち直した企業も増え、企業が再び自らの研究に資金を投入する余力を有するようになってきた。となると、数年前のような、大学の成果への熱気も薄れてくることも予想される。大学側は慣れないながらもTLOなり知的財産本部を設けて企業に対応してきたが、企業が再び自社開発へと重点を移してくるとなると、大学側の戸惑いも大きい。もっとも、このたび、自社開発までは手が回らない多くの中小企業が大学にアクセスする筋道を確立できた意義は大きい。大学が知的財産に関して取り組んだ事業を一時の線香花火に終わらせてはなるまい。

それと同時に、今、あらためて大学における知的財産の幅の広さ、奥行きの深さを考え、大学の創造する成果が必ずしも経済的には価値を有さないものであっても、はたまた、何世紀も後にその真価が認識されるものであっても、重要な知的創作物であり、そのような創作物を作り出すことも大学の重要な使命であることを心しなければならないように思う。

I. 知的財産活動に関する体制と人材育成

総合研究推進機構の創設

慶應義塾大学

慶應義塾では、創立者である福澤諭吉の起業家精神を受けてこれまで実学の重要性を十分認識してきた。そのような姿勢は、1903年には、「消費組合」を学内のキャンパスに設立して学術研究だけではなく実社会との交流を図り、1962年に「慶應工学会」を設立して学内の支援の基に積極的な産学連携の活動を進めてきたことに顕れている。

産官学連携による知的価値の創造面では、信濃町キャンパスにおける総合医科学研究センター、矢上キャンパスにおける先端科学技術研究センター、湘南藤沢キャンパスにおけるSFC研究所などの研究センターと、鶴岡先端研究教育連携スクエア、新川崎先端研究教育連携スクエアなどの学外の先端研究教育連携スクエアにおいて広範な分野の研究が遂行されている。また1998年に「知的資産センター」を設立し、知的財産に係る活動を推進している。現在までの実績（累積）は、特許出願で800件以上、技術移転契約数で100件以上、ロイヤリティ収入の総額が2億円を超えるまでに至っている。

2003年には、各キャンパスの研究支援センターとあわせて、知的資産センター、インキュベーションセンター、研究推進センター等からなる「総合研究推進機構」を創設し、大学全体の知的財産活動の活性化を図ることとしている。また同推進機構には、図1に示されるように、知財調停委員会、研究倫理委員会、総合研究推進機構会議等が設置されている。

特許の出願件数は年々増加してきており、分野別では「バイオ」関係が他の分野を圧倒していて、情報・通信、制御、材料と続く。

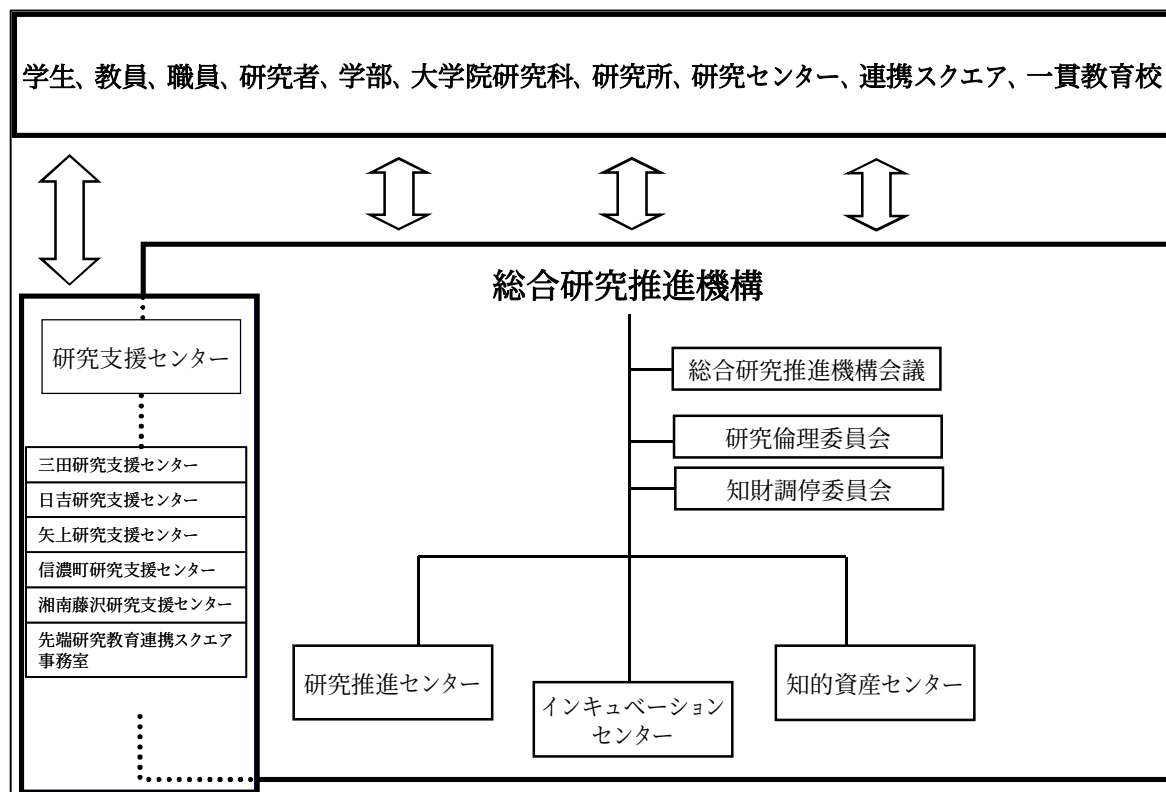


図1 慶應義塾総合研究推進機構の概念図

図3、4に示されるように、ライセンス契約についても件数及び収入が増加している。また大学発ベンチャーは、教員ベンチャー、学生ベンチャーとも情報系を中心に増えている。なお、慶應ベンチャーフォーラムを開催して外部とのネットワーク作りを積極的に行い、2003年にはアントレプレナー支援資金制度を発足させ、ベンチャー

企業の設立支援も行っている。その結果、11件のエクイティを有しており、来年には3件の株式公開の予定になっている。なお、2005年度の公開特許件数130件、特許取得件数37件はともに大学1位であり、ライセンス収入約8千万円は大学2位である。

今後の課題としては、①各キャンパスに存在する研究所の独自性と大学全体の知的財産の管理・運用の問題、②各研究所、研究センターにおけるリエゾン活動と大学全体のリエゾン活動との整合性、③起業家育成の個々の戦略にかかわって大学における縦割り組織の融合、などが挙げられる。

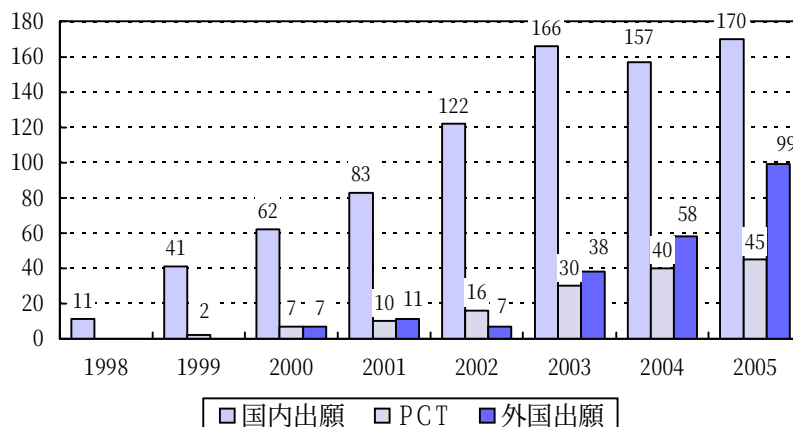


図2 年度別特許の出願件数

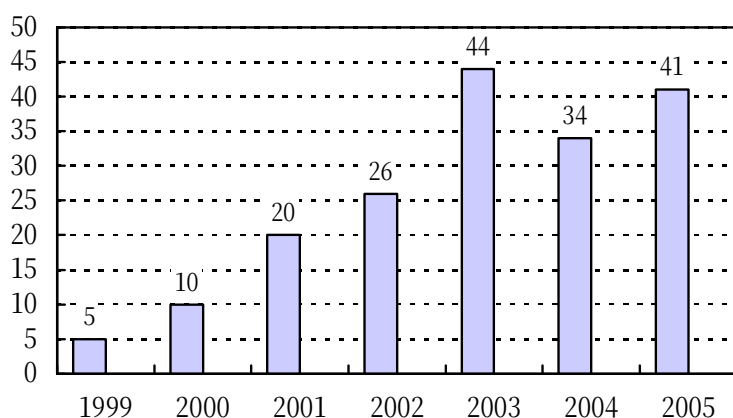


図3 新規ライセンス数

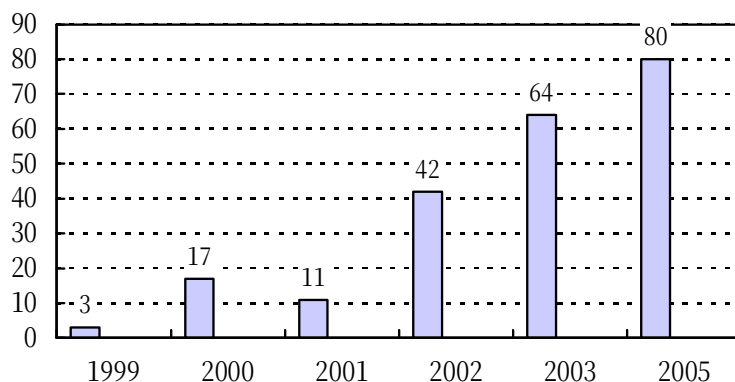


図4 年度別ライセンス収入

知的財産本部の設置

立命館大学

立命館大学では、「研究成果の還元・移転による社会への貢献」を大学の重要なミッションの一つと位置付け、「大学の研究成果が社会でより有効に活用されるシステム」作りとしての産官学連携に、先駆的かつ積極的に取り組んできた。同時に、その資源となる大学の知的財産の保護・管理・活用の重要性を早期より認識し、平成4年の発明規程の制定以降、特許権を中心とした積極的な知的財産の保護・管理・活用を実践してきた。平成10年には「関西TLO株式会社」の設立にも主導的役割を果たし、「知的創造サイクル」のシステム作りに積極的に取り組んでいる。そして平成15年度、学内における全ての知的財産の創出・保護・管理・活用を統括する全学機関として「知的財産本部」を設置し、大学の知的財産戦略の高度化に取り組んでいる。

1. 産官学連携を担う研究マネジメント組織・事務組織

立命館大学には、3つの「研究機構」（総合理工学研究機構、BK C（びわこ・くさつキャンパス）社系研究機構、衣笠総合研究機構）が設置されており、産官学連携を中心とした各分野の研究プロジェクト活動を統括している。「研究機構」は、大学の運営財源ならびに学部・教授会からは独立した組織であり、企業等からの委託研究や共同研究の受け入れならびに運営についてのマネジメントを行っている。理工学系の研究マネジメント組織である「総合理工学研究機構」では12の「研究センター」が活動を行っており、年間に150件を超える受託研究や共同研究を実施している。

研究機構や研究センターの活動を支える事務組織には、主に人文社会系を担当する「人文社会リサーチオフィス」と理工系を担当する「理工リサーチオフィス」がある。その機能は、研究支援（研究内容、研究動向、将来計画の把握）、産学連携支援（受託研究、共同研究のコーディネート、公的資金研究開発事業の企画・申請、進捗管理・運営等）、知的財産マネジメント（発明発掘、特許出願・審査請求手続、マーケティング、技術移転等）の他大学発ベンチャー支援業務なども含め多岐にわたる。

なお、平成18年度より、研究高度化および「ワンストップサービス体制」の強化をはかるため体制をあらため、名称を「リエゾンオフィス」から「リサーチオフィス」に変更し、研究経理機能を包括したため、現在各種雇用形態のもと、約100人のスタッフが在籍する。なお、理工リサーチオフィスが知財活動の実働部署となっている。

2. 知的財産本部の位置付け

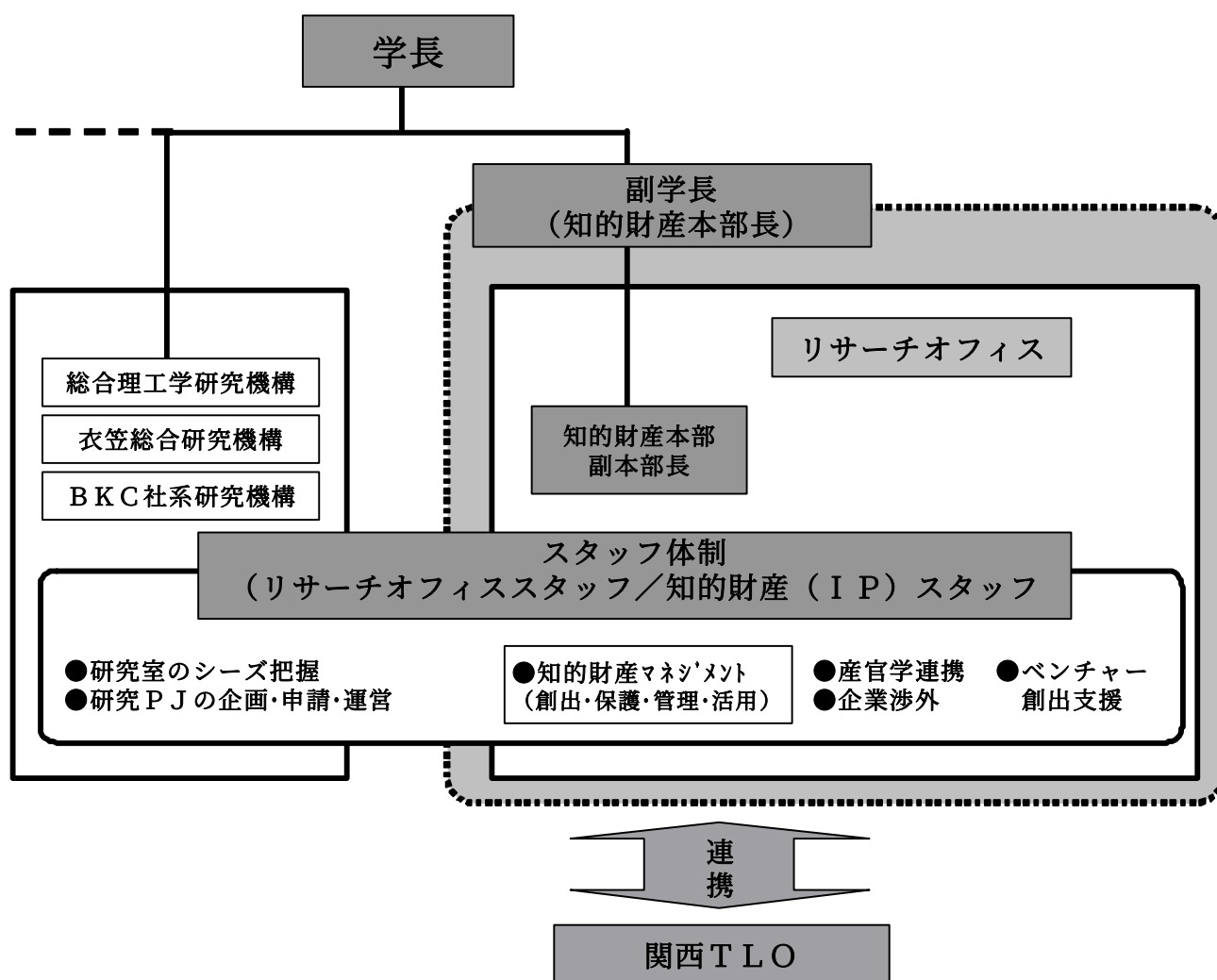
平成15年に設置した「知的財産本部」は、教育研究、産官学連携活動から創出される知的財産を全学的に統括（創出・保護・管理・活用）する全学機関である。副学長を本部長とし、大学全体に関わる知的財産戦略の企画・立案を行い、有効な知的財産の創出および活用を促進するため、全学的な研究政策や各研究機関における研究戦略、大規模プロジェクトのマネジメントにも積極的に関与する。

大学の知的財産を社会へ還元することは大学の使命であると考え、知財の発掘―権利化―活用の知財創造サイクルにおける「活用」に重点をおき、知財活動をしている。特徴としては、リサーチオフィスが多機能を有する利点を利用し、産官学連携活動と一体化して知財活

動を推進している点にある。

知的財産の活用にあたり、関西TLO(株)の企業ネットワークとライセンス機能を最大限に活用しており、本学からは案件毎のライセンス委託をおこなっている。

なお、知財本部開設の半年後の平成16年4月に「知的財産ポリシー」「利益相反マネジメント・ポリシー」及び関連する規程等を整備（制定・改正）した。



知的財産本部の役割

3. 知的財産本部の事業推進状況と課題

(1) 人材の育成

大学知的財産整備事業終了後にも、知財活動を円滑に行うため、リサーチオフィスのスタッフが整備事業で本学にもたらされた知財管理技能、ノウハウを継承すること、またスタッフが多岐の機能を果たすため、業務の専門性、スキルを向上させることが不可欠である。本学では、組織的、体系的な内部研修、OJTを通じた育成指導を行い、さらに、随時外部研修会に参加させて、人材育成を図っている。

(2) 研究室ウォッチング

学科を担当するスタッフが、日々精力的に研究室を訪問し、教員と面談し、研究内容・動向の把握をはじめ、特許出願案件の発掘などを行っている。本学の産官学連携の特徴であり、強みである「マーケット・プル型」に加え、「テクノロジー・プッシュ型」の産官学連携をバランス良く展開することに努力している。

(3) 特許費用など

ライセンス収入、外部研究資金の間接経費ほかを出願等の特許費用にあてている。

(4) 知財啓蒙活動

随時、研究者、スタッフを対象とした知財セミナー、発明相談会を開催し学内知財啓蒙活動を行うとともに、著名人を招いた知財シンポジウムを毎年開き、一般に公開している。平成16年には、知的財産、産官学連携活動のポリシーや諸規程などを記載したガイドブックを作成したが、今後状況にあわせて更新する。

(5) 大学発ベンチャー創出促進

平成16年夏、独立行政法人中小企業基盤整備機構の大学連携型インキュベーション施設（インキュベーションルーム30室）がキャンパス内に設置され、大学発ベンチャー創出のための中核施設となった。すでに、2社がIPOを行うなどの実績が出ている。インキュベーションマネジャーを配置し、ベンチャーコンテストの開催、学外の支援ネットワークを強化など、ソフト面での支援を充実させている。

(6) 当面の知財活動の課題

大学知的財産整備事業終了後の将来にわたって、知財の発掘、権利化、活用の全面での活動継続、活性化が、大きな課題である。

学内では、平成19年度の映像学部、平成20年度の生命科学部、薬学部の設置に対応し、エキイティ、有体成果物の取扱に関する規定、著作権規程などの整備（制定、改定）も必要である。また、国際産学連携を目的にオフィス内に人員を配置し、活動を開始した。これに関するポリシー整備も課題となっている。

知的財産本部の設立

芝浦工業大学

1. 知的財産本部設立

近年、知的財産の価値やその重要性について広く社会において注目が集まっている。2002年には「知的財産戦略大綱」が発表され、知的財産への取り組みが国の重要な政策課題として掲げられた。ここで、国は大学に対し「大学・公的研究機関等が、世界的なレベルの研究開発を進め、より速やかに知的財産を生み出していくための環境整備が必要である。さらに、生み出された成果を権利化し、社会に還元するシステムを確立しなければならない」とし、教育・研究に加え、大学の第三の使命として直接的な社会への貢献を課した。これを受けて、知的財産本部やTLO（Technology Licensing Organization）など、学内に知的財産管理を担う組織を設置する大学が増加している。これまでの大学における知的財産の扱いは企業等組織と個人的関係に基づくことが多かったが、これからは知を創出し具現化する場である大学が所有する知的財産としての権利を明確化しようという動きが高まってきた。一方で知的財産の取り扱い体制をつくりきちんと対応している大学に対し、企業等も信頼をもって連携ができるという面で高く評価し始めた。

芝浦工業大学は2学部14学科、大学院2研究科8専攻を有し、学生数約7,000名、教職員500名の規模の工科系単科大学である。本学でも知的財産に関する管理・運用体制をつくるために、特許庁の「大学における知的財産管理体制構築支援事業」に申請し2003年に採択された。この事業は知的財産管理体制が未整備な大学に対し知的財産管理アドバイザーを3年間派遣し、知的財産管理に関するアドバイスや、知的財産を管理する組織の整備支援をしていくものである。2004年にはこの事業を活用して産学連携・知的財産管理委員会を立ち上げ、知的財産に関する基本方針やガイドライン、各種規程等のルールづくりと、知的財産管理を担う組織のあり方について検討を進めた。知的財産管理体制の構築に向けての環境整備にあたっては、大学トップ層と意見交換を重ね、全学が一丸となり取り組むべく体制づくりに注力した結果、本学の教職員による発明、特許などの知的財産の管理運用を推進する組織として2005年10月1日に知的財産本部が設置された。

2. 知的財産本部の概要

知的財産本部は、本部長である平田賢学長の下、知的財産ポリシーに基づきこれを具体的に展開するための本学の代表的役割を担う組織として発足した。本学の知的財産ポリシーでは、対象とする知的財産について以下のように定義している。

- (1) 特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる意匠、商標権の対象となる商標、回路配置利用権の対象となる回路配置、育成者権の対象となる植物品種
- (2) 著作権の対象となる著作物（プログラム、データベースなど）
- (3) 研究開発過程で生み出された有体物（研究マテリアル）

知財本部では、知的財産に該当するものの中で、学術的価値の高い“知”と社会的・産業的価値の高い“知”を「創造」し、これを大学自らが適切に「保護・管理」し、論文発表や

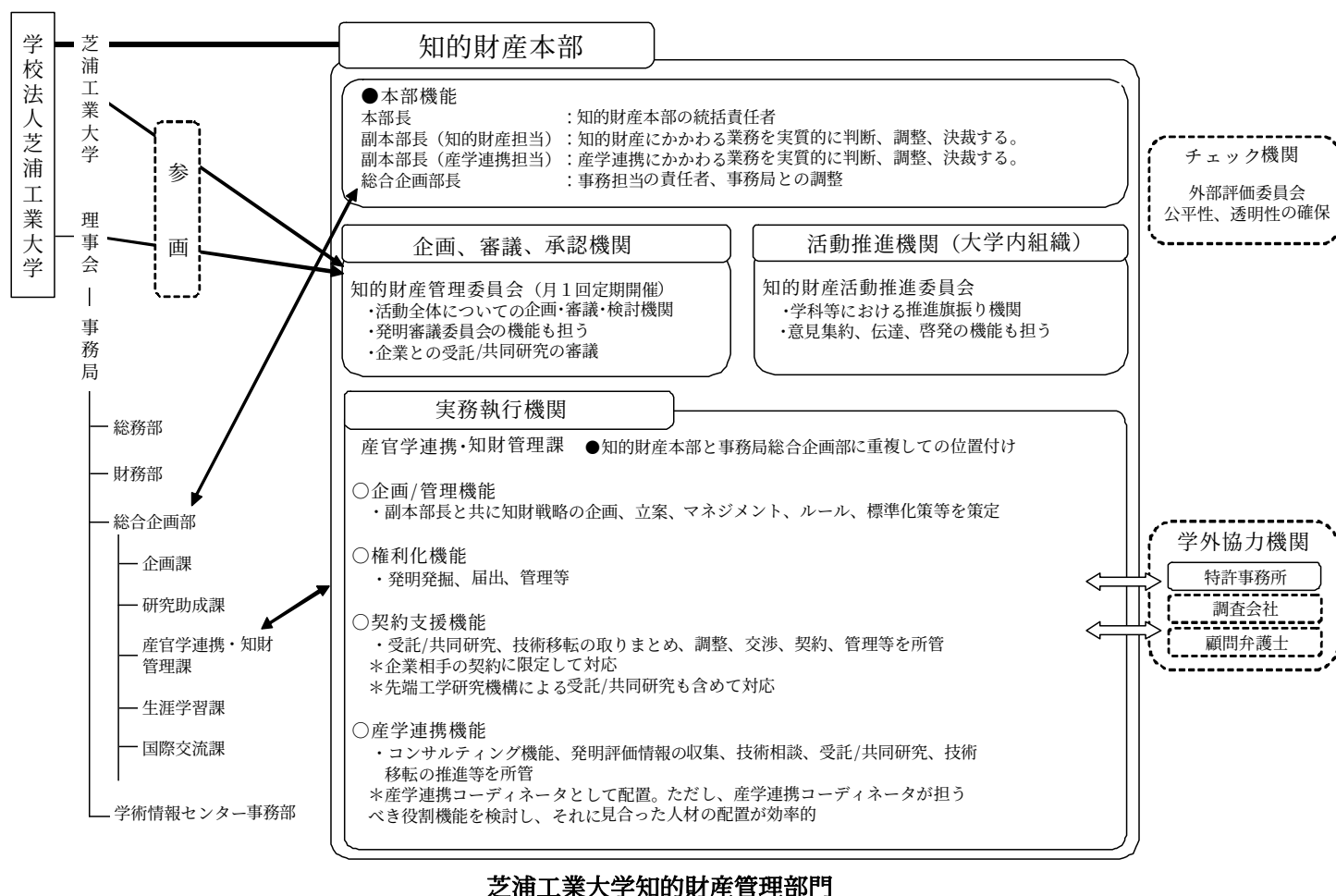
技術移転等を通じてそれぞれの価値に合わせて社会での「活用」をコーディネートするといった知的サイクルの一元化を目指している。

また、知的財産を創出するのは専任教職員等の本学と雇用関係にある者や、本ポリシーに沿った取り扱いを受けることについて契約がなされている者としている。これらの対象者が創出する知的財産については、知的財産本部内に設置された企画・審議・承認を担う知的財産管理委員会にて大学レベルのものであるか、または個人レベルでのものか、その取り扱いについて審議する。大学レベルのものと判断された場合は、大学における知的財産としての活用に向けて契約の取りまとめ・調整等を知的財産本部の実務執行機関である産官学連携・知財管理課が行っている。

産官学連携活動についても、従来の教職員個人と企業との関係による技術相談、受託研究、共同研究においては、双方の知的財産の権利化に対する意識に格差が生じ、トラブルの発生が懸念されることから、権利化に対する考え方を共通化し、整理をしていく必要がある。今後は知的財産と同様にこれらの管理・手続き等も大学として、個々の案件の状況に応じてフレキシブルなワンストップ対応ができるよう一元化している。

3. 今後

大学は一般の企業と異なり、営利を目的としていないため、教職員の知財に関する認識は十分とはいえず、学術成果に重点を置きがちである。教職員が、自ら生み出した知的財産についての価値と権利について強く認識していくことについての教職員の意識改革を行わなく



てはならない。この観点から、知財本部発足以来、知的財産ポリシーを含め、知的財産本部の活動を学内外に周知し理解を図り、講習会やパンフレットの作成、ホームページでの公開、知財ニュースの発行など、矢継ぎ早に学内認知のための活動を進めた。特に、教職員をクライアントとして、「サービス提供窓口」の意識で、パンフレットを大きく改訂するとともに、産官学連携活動に対するインセンティブを設けた。今後も、本学では、知を創り（研究）、知を授け（教育）、知を社会に活かす（還元）を三位一体の不離不可分の知的フロー（知の社会還元サイクル）として機能させ、広く社会へ貢献することが義務であることについての学内啓蒙活動を引き続き行うことが必要である。

また、それ以外の課題として知的財産の審査体制について整備をしていく必要がある。創出された知が大学における権利化にふさわしい内容かどうかについての判断をしっかりと行っていくことが重要である。大学としてこのような組織を確立したのであるから今後は、一貫性を持って行動することが大事であり、知的財産管理体制が軌道に乗り大学らしい知を社会に生み出せるサイクルができれば、大学と社会の関係をいい方向へひっぱっていける大きな要因になる。しかるに、先に述べた理由により、学内でこのような人材を育成し、確保するには時間と労力、投資を伴う。本学では、このような大学が持つ弱点を、外部機関の利用、特許に関する外部会社との包括契約などによって、補い強化している。

知的財産本部を設立した翌年の2006年度に受託・共同研究の件数及び特許の申請件数が飛躍的に増加することはなかった。知的財産本部に期待される効果は一朝一夕に現れる内容ではないので、今後の課題に記載した内容を確実にこなすことにより、効果が挙がると考えている。

〔知的財産問題検討委員会提案〕

知的財産に関する管理体制

大学の教育研究活動は広範にわたり、産学連携や知的財産活動に関する取り組みはその一つの側面に過ぎない。しかし、従来とは異なる組織的な関係を産業界と構築することによって相互に新たな刺激が生まれ、大学では特に研究の分野で大きな成果を生む可能性を秘めている。そのためには、学内外の要請に応え得る柔軟で明確な方針を持つ管理体制が強く求められる。

大学のキャンパスごとに研究支援機関が存在し、その支援機関と技術移転機関が重複する事項を取り扱うことが多いため、共同研究や特許権等の活用の申し入れ等の際に企業に対して不透明感を抱かせ、知的財産の活用面で支障となるケースも少なくない。総合科学技術会議がまとめた「知的財産戦略について－研究開発・知財戦略・標準化戦略の一体的推進及び大学等の知的財産活動の活性化のために(意見)」(平成15年6月19日)では「大学等においては、産官学連携と知的財産管理の機能の責任部署を明確にし、産業界から見て知的財産活用、共同研究等を申し入れる際の対外窓口の明確化を進める」とあり、学外からの窓口を明確化することが求められる。併せて、権利化にあたり登録申請手続きの簡素化・迅速化に資するため、学内の窓口を一本化することも必要である。産業界をはじめ国においても大学同様、産学連携に関する窓口の設置などや、自分で実施しない大学のためにも自発的实施許諾制度の導入など、協力体制の整備を期待する。

また、研究支援組織と技術移転組織、技術シーズを事業化に結びつけるインキュベーション組織など、知的財産の創造・保護・活用に関する各組織の緊密な連携は非常に重要である。同じ指揮系統の下で共通の方針に基づいて業務を遂行できるような体制とするか、一つの同一組織とするかは別として、知的財産活動を円滑に推進するためのサービスが確保されることが理想である。さらに、大学には技術シーズの情報発信が期待されていることから、知的財産に関する情報のデータベース等の公開並びに一元管理のシステム構築も今後の課題である。

管理体制の面では、学内における機密保持確保の可否があげられる。企業にとっては、研究開発の状況が一部でも外部に漏れた場合、類似の技術・製品開発にあたる競業他社の開発を促進することになりかねない。また、知的財産権に結びつく情報が国外に流出することとなれば、わが国の損失につながることもなる。産学連携の成果を実りあるものにするためにも、機密保持の管理は絶対条件である。

大学では、教員の採用・昇任にあたり、特に学術論文を中心とした研究業績が求められることから、研究成果の公表が極めて重要となる。総合科学技術会議の提言に「大学等の研究者は、研究開発の成果を論文として発表するだけでなく、権利化することが適当な成果については、論文発表に先立って特許を取得するという方向性を定着させる。」(総合科学技術会議 産学官連携プロジェクト「産学官連携の基本的考え方と推進方策」(平成14年6月19日)とあることから、啓発活動を通じて着実に努力していくことが有効である。論文の公表と特許法第30条第1項の適用については、特許庁「大学の学術団体の指定について」(平成13年12月18日)の指定基準が改正され、大学も手続きを申請すれば「特許庁長官が指定する学術団体」の指定を受けることができ、新規性喪失の例外規定適用団体となる。したがって、この制度は、本人によって出願前に発表された論文等を同法第29条第1項で定める特許の要件の適用から除外することである。論文発表者本人に先んじて他人の出願があった場合

には特許を取得できない点やわが国の同法第30条第1項にあたる例外規定のない欧州特許庁に代表される国・機関に対する特許出願では、本人の論文発表によりすでに新規性を喪失したものと扱われることに留意する必要がある。

また、産学連携が活発化してくると学生の参加も予想されることから、学生による研究成果の取り扱いについても、学生の権利を十分考慮した上でのルール化等が必要である。例えば、学生が共同研究の一部を学位論文として公表する場合には特許に結びつくようなケースには出願の時期との関係など慎重な対応が求められる。大学発ベンチャーにチャレンジする仕組みづくりなどに伴う研究活動の活性化により、研究者の交流が盛んになることが予想できるが、研究者の交流に伴い権利帰属の問題や知的財産の流出など、新たな問題が生じることも視野に入れておく必要がある。例えば、権利化そのものではなく、研究の初期段階からの過程における試料、材料といった成果物の取り扱いの問題があげられる。このような問題に対応するため、対外的に明確な指針を提示することが今後の大きな課題とされる。指針には、研究者の倫理、利益相反、当該機関における教育等の責務についても触れることが望ましい。

一方で、産業界を中心に知的財産を経営評価の一つの指標とすることが注目されつつある。経済産業省が企業における知的財産に関する情報開示を促進するべく「特許・技術情報の開示パイロットモデル」（平成15年3月）を作成し、今後はこれを踏まえた実現可能な指針の作成が予定されている。

また、大学によっては知的財産活動を重視した教育研究活動の展開も予想されることから、知的財産権の会計処理や財産管理上の取り扱いなど、学校法人会計基準における知的財産の統一的な基準や評価方法等の検討が望まれる。加えて、知的財産の保有に関する税制の改善策についても、慎重な検討が必要である。

東海大学における知的財産教育 —幼稚園から始める知的財産教育—

東海大学

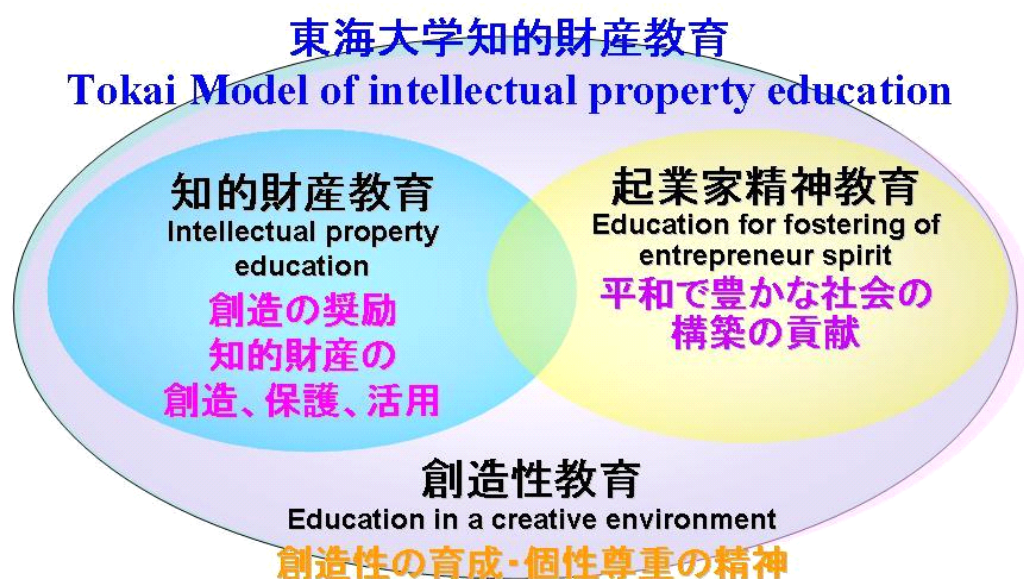
1. はじめに（東海大学と知的財産）

東海大学の創立者は、知的財産の創造者、すなわち発明家である。

その創立者松前重義博士の知的財産の創造、保護、実用化のプロセスは、そのまま知的財産教育の教材ともいえるものである。つまり、松前博士は、昭和の初期、それまで世界中で利用され、日本でも高いライセンス料を支払って利用していた米国人ピューピンが発明したコイルを用いる「装荷ケーブル通信方式」に替えて、すべて国産技術によりコイルを用いない「無装荷ケーブル多重通信方式」という画期的な発明をし、特許化し、日本海と朝鮮半島を経由して中国まで施設して実用化・活用することを成し遂げた。

現在、日本の国家的施策である「知的財産立国」ないし「科学技術創造立国」においては、知的財産の創造、保護、活用という知的財産創造サイクルの実現と人材の育成が重要なポイントとされている。知的財産教育は、ちょうどこの知的財産創造サイクルにいう創造、保護、活用の3分野に対応して、知的財産（科学・技術・芸術）を創造する力を育む教育（創造性教育としての知的財産教育）、その創造の成果である知的財産が社会や人類を豊かにするものであるということを理解させ、知的財産を尊重する精神を涵養し、知的財産の創造者（の権利）を尊重することの重要性を理解させる教育（制度理解としての知的財産教育）、そして知的財産は活用されて社会や人類を豊かにするものであることを理解させ、実践させる教育（起業家精神教育としての知的財産教育）の3分野から構成されるものと考えることができる（図－1を参照）。

東海大学の知的財産教育の位置付け



（図－1）東海大学の知的財産教育の位置づけ

2. 知的財産教育の実施体制

東海大学では、知的財産教育を推進するための体制として、このプロジェクトの他に、「一貫教育委員会・知的財産教育部会」、全ての付属校・園に配置した「知的財産教育担当責任者」や「知財教育委員会」、中学・高校生を対象とする「学園オリンピック・知的財産部門委員会」があり、これを「初等中等教育部」、「高等教育部」および「知的財産戦略本部」がサポートしている。知的財産教育の東海大学モデルは、とくに、一貫教育委員会第五部会（知的財産教育部会）のメンバーに発達心理学の専門家をお願いして、発達段階に応じた知的財産教育のあり方を研究してきた。

3. 知的財産教育東海大学モデルの特徴

（1）幼稚園から始める知的財産教育

東海大学モデルの第1の特徴としては、知的財産教育を幼稚園、つまり、就学前から開始する点である。

知的財産教育は、その科学・技術や芸術を生み出す力を育てる教育である面において、創造性教育であると同時に、科学・技術教育でもある。また、知的財産が社会で活用・事業化されるべきものであり、事業を創造するという面に着目すれば、創造性教育とも起業家精神教育ともいうことができる。そして、知的財産の尊重を理解させる狭義の知的財産教育は、法学教育ないしルールやモラルの教育ともいえよう。

そのような意味での知的財産教育は、大学で初めて行うのでは遅すぎるのであって、初等教育、しかも就学前に行われなければならない。幼児教育から始める知的財産教育こそ、知的財産立国の基礎を形成する。

政府・知的財産戦略本部が作成した「知的財産推進計画2004」には、知的財産教育を始める時期は「小学校の早い段階」からと記載されていたが、「同計画2005」では、「幼少の段階」から始めるべきことが明言されるに至っている。これは、同様の理解に立つものと思われる。

東海大学では、知的財産教育の創造性教育と起業家精神教育の点については、就学前の教育において成功を収め、世界から評価されているフィンランドのバーサ市で形成された起業家精神教育（バーサモデル）を参考にし、また、知的財産教育の科学技術教育の点については、やはり就学前から始めている米国の科学技術教育を参考にしている。

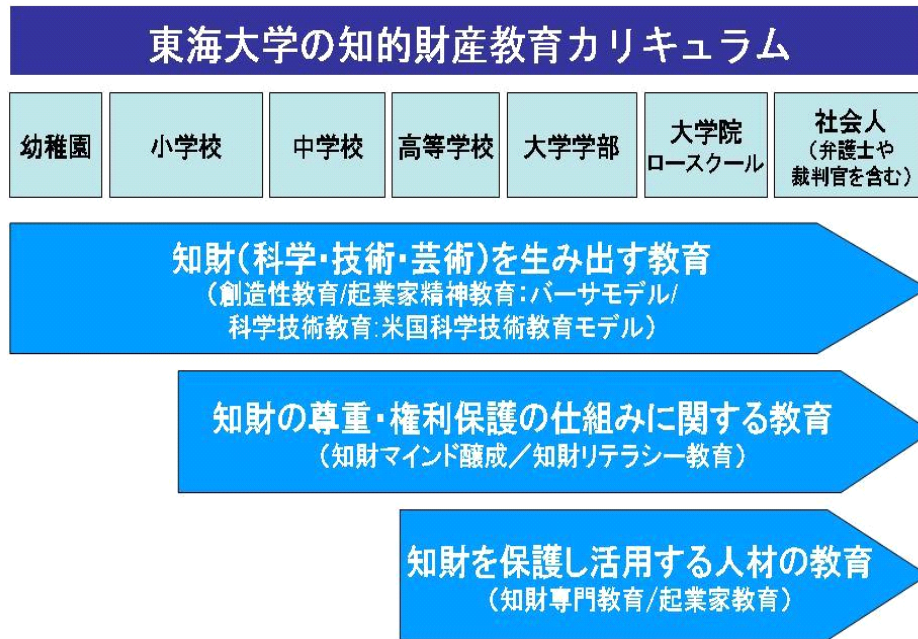
（2）発達段階に応じた知的財産教育

東海大学モデルの第2の特徴としては、発達段階に応じた知的財産教育を実施している点である。そのために、一貫教育委員会第五部会（知的財産教育部会）のスタッフには、発達心理学等の専門家が含まれており、常にその指導の下に知的財産教育のあり方や教材について研究してきた（図－2（次ページ）を参照）。

（3）特別授業とすべての教科で展開する知的財産教育

東海大学モデルの第3の特徴としては、狭義の知的財産教育を行う知的財産特別授業と、すべての教科において展開する知的財産教育を展開している点である。

これは、前出のフィンランドのバーサモデルに倣ったものである。知的財産教育における創造性を育む教育は、教科の種類にかかわらず展開可能であると考えられる。



図ー２ 東海大学の知的財産教育カリキュラム

(4) 国際連携の展開

東海大学モデルの第４の特徴は、上述の「バーサモデル」の研究者や実務家などとの研究会や国際シンポジウムなどを通して知的財産教育に関する国際的な連携を続けていることである。

2006年２月には、デンマーク、コペンハーゲンにおいて、北欧諸国の教育学者、心理学者、社会学者、そして知的財産法学者を招聘して「知的財産教育セミナー」を開催し、同年３月25日には、附属幼稚園主催による「知財教育国際シンポジウム in MUNAKATA」を開催し、同月28日には、米国とEUの知的財産教育専門家や起業家教育専門家を招聘した「国際知的財産教育シンポジウム in TAKANAWA」を附属高等学校で開催した。

今後も、さらに世界の地域を拡大した国際連携を予定している。

4. 幼稚園における知的財産教育

東海大学では、創造性教育と起業家精神教育について、前述のフィンランドの「バーサモデル」を参考にしている。「バーサモデル」では、結果よりプロセスを、競争や比較よりも一人ひとりの発達を重視する教育、教える教育ではなく学ぶ教育が行われており、個々の子供達にあった教育実践の場となるように創意工夫されている。東海大学では、幼稚園を「好奇心と独創的な思考のスキルを育む時期」と位置付けて、発展段階に応じた知的財産教育を行っている。

次にその代表的な幼稚園の知財教育の具体例を紹介する。

(1) 東海大学附属自由が丘幼稚園における知的財産教育

自由が丘幼稚園においては、園長以下のスタッフが知的財産教育の目標を設定し、前記のバーサモデルを参考にし、各スタッフが独自のアイディアで、園児の年齢に応じて創造の楽しさや自己効力感の体験教育を積極的に進めている。

例えば、年少クラス（３歳児）の「君こそ芸術家！～新聞紙遊びの展開～」の時間では、

新聞紙を使った造形遊びを行ない、新聞という素材の性質を発見する喜びを味わい、チャレンジ精神や創造する力を身につけることを目指している。年中クラス（4歳児）の「音を感じ、音に出会い、音を作り出す。～オリジナルの楽器を作り、演奏しよう～」の時間では、身近にある物を使い、音を発見する喜びを体感し、一人一人が自分の考えを抱き楽器を作り上げる楽しさや「〇〇はできる」という自信を身につけることを目指している。年長クラス（5歳児）の「オリジナルソングを作ろう」では、音楽を作り出す楽しさを味わい、歌詞や曲をクラス全員で考えることにより連帯感を高め、オリジナリティが重要であること、自分を大切にし、他人を尊重する気持ちを育て、「生きる力」を育むことを目指している。この自由が丘幼稚園では、2006年3月25日、「国際シンポジウム in MUNAKATA」を開催し意見交換を行った。このシンポジウムは、幼稚園が主催する国際シンポジウムとして大きな話題となった。

（2）東海大学附属本田記念幼稚園における知的財産教育

本田記念幼稚園でも、園長の強力なリーダーシップのもとで、積極的な知財教育が展開されている。その具体的目標は、

- （1）創造の喜び・楽しみを体験させる
- （2）自己効力感（有能感）を大切にした保育・教育を行う
- （3）自分を大切にし、他人を尊重する気持ち、態度を育てる（人間関係）
- （4）人が創造したもの（知的財産）を尊重する気持ち、態度を育てる（権利関係）

ことにある。

また、その具体的活動としては、例えば、

- （1）絵本の読み聞かせ、
- （2）お話の会、キャラバン（著作権処理を実施）、
- （3）クリスマスの会（本の著者に許諾）、
- （4）T I P W E E K（T I Pは知的財産権プロジェクトの略称。11月第2週～第3週）の開催

などがある。

とくに、T I P W E E Kでは、「ジュニアファインになろう」（4歳5歳児のまね）、「お店屋さんごっこ」、「物語りを作成し、人形劇へ仕上げ、子供たちによる実演」、「レッツ・サイエンス（マイカーを作ろう）」、「チアリーディングをしよう」、「街づくりをしよう」、「パキスタン募金活動（2005年度募金総額：158,485円）」などを展開している。

人材養成と展望 ～知財の連携と専門職の視点から～

青山学院大学

1. 知的資産連携機構の設置

青山学院においては、いわゆる、知財本部でもなくTLOでもない循環型組織として、学校法人理事長を機構長とする「知的資産連携機構」を設置している。この機構の役割は、幼稚園から大学院までを包括的に俯瞰し、知的資産のライフサイクル・マネジメントを実施することである。

知財は譲渡可能な生きた資産である。しかし、その創成者（オリジネーター）から分離されて長い旅に出るがごとく、活用・再生の経路は複雑で管理をするのが難しいといえる。また、法務的経験、経営的ノウハウ、技術・コンテンツの知識を必要とするため、どうしても、知財の専門的総合職が必要になる。そのような要請に答えるため、次の三点に関する工夫をしている。

- (1) 各部局に「窓口機能」を設け教育・研究と開発・管理のバランスを図っている。
- (2) 知的財産権という範囲にとどまらず、より広範囲な知的資産を経理するために、「知財パッケージのアウトカム理論」を実務に用いている。
- (3) 大学院博士課程と連動した「知財クリニック」という知的資産に係る病院を運営している。

2. 知財の窓口機能

知財の生きた情報を可能な限り具体的に、かつ、事実誤認を少なく、把握する。この種の現場感覚が大切なのであるが、これが難しい。なぜならば、知財の知識を少しかじった上でいくつかの事例を体験しないと、知財の姿が見えてこないのである。したがって、各部局にふさわしいリファレンス（参照事例）を準備して、それを共有することが求められる。また、窓口から入ってきた情報が途中で行方不明にならないようにする工夫も、知財管理のルールとして必要になる。

例えば、一つの授業で使う教材出版に係る業務が、営業秘密の流失問題に発展し、さらには、個人情報管理の見直しにまで拡大するとすれば、窓口機能は知的資産連携機構にとって極めて重要なのである。青山学院では、特許法35条の職務発明という考え方を準用していない。したがって、発明は全て個人帰属となり、その発明者たちの自主的な判断を尊重することになる。それゆえ、画一的ではない様態が実現する。むろん、価値ある特許を寄附していただける場合も発生する。そこで、発明が生じる以前の研究企画の段階においても窓口機能を作動させている。

しかし、窓口機能に課せられた問題は、担当者が単なる首振り業務の悪癖に陥ることである。そこで、必要なのが知財の啓蒙活動である。例えば、教職員全員に1日5分稼働をお願いして、身近にある知財のことを5分の間でよいから考えてもらう。机上の話ではあるが蓄積すれば、1,500人が年間に20時間確保できることになる。このような工夫を積み重ねることが求められるのである。

3. 知財パッケージのアウトカム理論

教育の現場や研究の現場において扱われる知財は、知的財産法によって首尾よく分類された状態では顕在化しない。その原因は、つまり、資産ポートフォリオというが、何らかの資産の組合せが行われているからである。例えば、著作の場合、知的財産と流通媒体が組み合わされて提供される。そして、最近では、その知的財産を切り離して、別の流通媒体に乗せること（例えば、デジタル商品などへの転換）も容易にできるようになった。また、ブランドやキャラクターなども多様な知的財産から構成されているのだが、この種の複合的知財も大学の運営には重要なものである。研究の過程から作り出される発明という新規性のある技術思想も、実は、人格的匂いを持っている。単に、特許明細書に書かれた範囲にとどまらず、種々のノウハウ情報や技術データベース、さらには、発明者たちの人間模様が伴っているのである。これが知財パッケージという考え方をを用いる主な理由である。

知財パッケージは、利用・活用によって、利益をもたらす。多くの場合、その結果は良かれ悪しかれ想定外になる。関係者以外のところに、その利益が吹き溜まることもある。それゆえ、無責任ともいえる推論（評価）が行われる。このように知財はその価値に関して特定の環境（この特定の環境をアウトカムと称する）を作り出すのである。

アウトカム理論については、いく時間かの座学を受ければその基本を知ることができる。しかし、具体的なアウトカムを適切に推論する能力を確保するためには、数ヶ月、あるいは、一年近くの訓練が必要となる。さらに、そのような人材を数名は確保しないと組織の中には定着をしない理論になってしまう。それゆえ、人材を安定的に確保するためには、人事異動を骨格とする縦割り組織の論理との間に齟齬が生まれるのである。

この課題を解決するためには、専門的総合職を認めざるをえないのであるが、さしあたりは、経験豊富な、かつ、柔軟さを失っていない中間管理職にその理論の重要性を知ってもらうことが望ましいと考える。

4. 知財クリニック

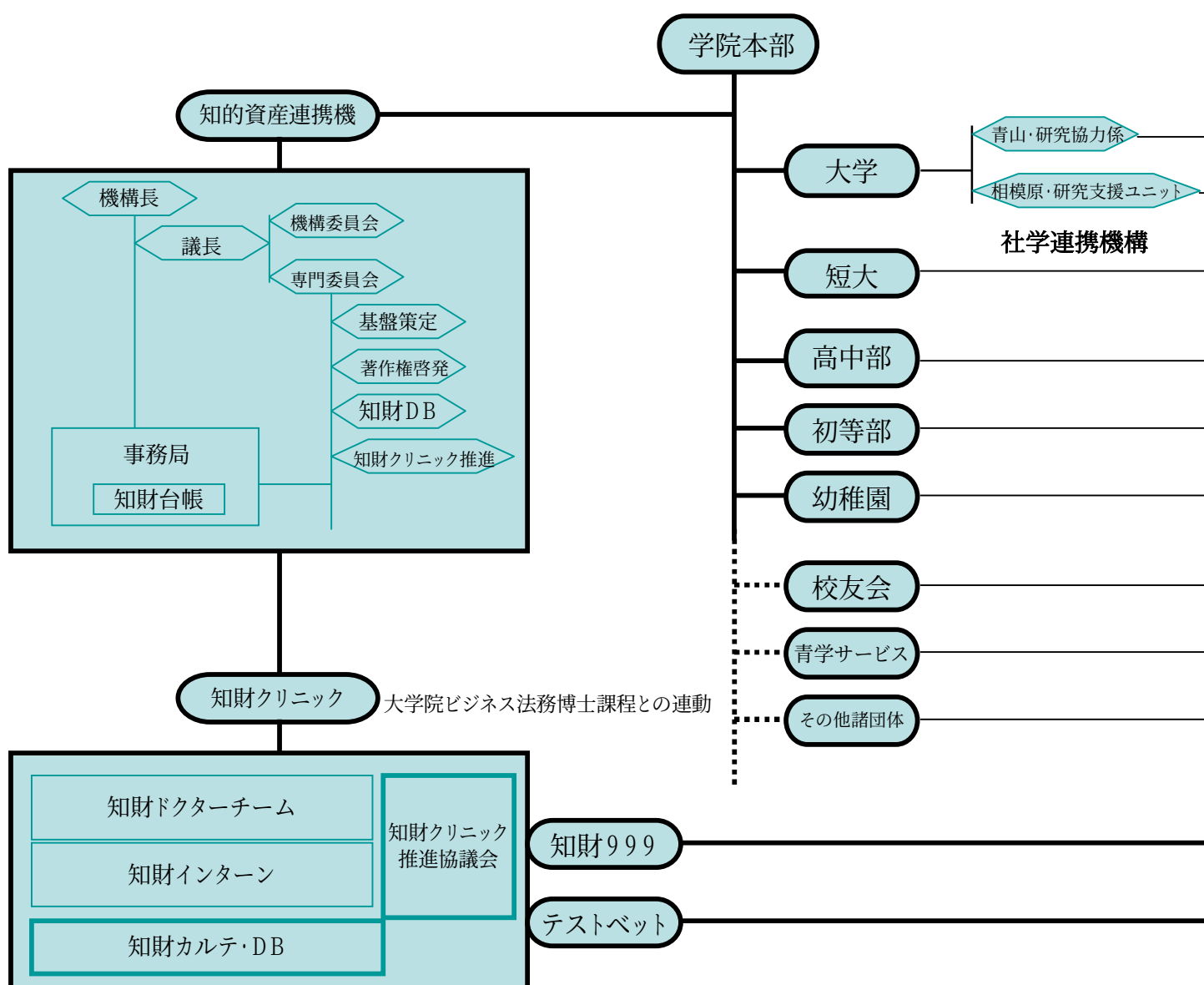
臨床的な観点から知財を総合的に診断し、より良い処方策をアドバイスする病院のことである。例えば、健康であると思っていた知的財産が重い病気にかかっていることもある。それゆえ、知的財産に関する、内科治療、外科治療、予後管理、リハビリなどが必要となる。当然のこと、定期健診も不可欠である。知財クリニックの仕事の中で難しいのは、不妊治療（知的財産が生まれてこない研究活動に対するアドバイスなど）である。

知財ドクターの養成は、大学院ビジネス法務の博士課程プログラムと連動している。毎日、複数の知財ドクター・チームが個別の症例を積み重ねている。例えば、一番多い相談は種々の契約書（これが典型的な知財パッケージ）の中に隠されているリスク評価である。システム開発を伴ったeラーニング関係のコンテンツ教材を使いたいという症例の場合、事前にテレビ番組のプロデューサーのような役割をこなす専門家が必要になる。教員と職員の連携が必要になる。知財クリニックが必要になる。必要なことが重なるのである。同様なことは、インターネットを使った授業でも、映像資料を多用する授業でも、発生する。それゆえ、知財の専門的総合職との連携が求められるのである。

5. 今後の展望

知的財産は日常の活動の中から生み出される。そして、台帳に記録される。しかし、多くの知的資産は数十年の蓄積の中に隠され、未整理の状態になっている。そして、団塊の

世代が引退する際に、その価値あるものが不要なものとして廃棄される。残念ではあるがこれが現実である。早急に救済的処方を施す必要がある。昨年から、安全・安心に関するメソッドを特定分野の知財パッケージとして整理をするプロジェクトが稼働している。多くのボランティアの方に支えられて、第一号のパンフレットが出版された。このプロジェクトも一つのリファレンスとなるであろう。



青山学院知的資産連携機構（IMAG）の「組織図」

〔知的財産問題検討委員会提案〕

知的財産に関する人材の育成

科学技術創造立国、知的財産立国に向けて諸制度の整備が進捗するなか、わが国の発展に資する知的財産を創造し、創造された知的財産を世界に先駆けて事業化することにより、豊かな社会と経済の再活性化を実現するためには、言うまでもなくその「担い手」の育成・充実が不可欠である。わが国の高等教育機関における約4分の3の学生を受け入れ、高等教育の一翼を担う私立大学においては、わが国の発展に貢献する知的財産にかかわる人材の育成に取り組む責務もある。

大学においては、知的財産に関する大学院・学部・学科等の設置を推進し、知的財産教育を魅力あるものとするとともに、学生の教養・基礎学力の供与に努めることはもちろん、文系理系を問わず、学部教育のカリキュラムとして知的財産関連科目を導入することが望まれる。例えば、理工科系の学部学生にも知的財産関連法（特に特許法や著作権法など）を履修科目として設け、また法科大学院のカリキュラムにおいても知的財産の保護の担い手を養成する視点から科目を常設とすることが期待される。特に法科大学院に対しては、司法制度改革の趣旨を十分に踏まえたカリキュラムの編成とともに、履修の面で上限単位数における法律基本科目とその他の科目（法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目）との調整が難しい面も考えられるが、知的財産の分野に強い法曹の輩出を望みたい。

産業構造審議会でまとめた「企業が限りのある経営資源の中で、研究開発を行い、その成果を基に効率的に事業を展開していくためには、技術の予測・評価を客観的にを行い、市場ニーズに基づき最適な投資領域を見極めた上で適切な規模の投資を行ったり、研究開発から生産までの事業化計画を立案する等の技術経営（MOT：Management of Technology）能力が不可欠である。」（産業構造審議会 産業技術分科会 産学連携推進小委員会「産学連携の更なる促進に向けた10の提言」（平成15年7月10日））との提言にあるとおり、研究成果を事業化に結びつける技術経営の必要性が指摘されている。また、MOT関連の設置教育機関と産業界の間で「技術経営コンソーシアム」が設立され、意見交換が図られている。また「我が国においても、産学官を挙げ、今後5年間で（2007年度までに）MOT人材を米国並みの年間1万人輩出することを目指し、MOTプログラムの整備を強力に推進していくことが望まれる。」（前掲書）として、政府の積極的な取り組みが期待されている。MOTプログラムをはじめ法科大学院やビジネススクールを含む他の専門職大学院における知的財産関連プログラムは、知的財産をマネジメントする人材育成の観点から重要な要素の一つとなっている。

一方で、知的財産を創造する研究者の育成にあたっては、知的財産の創造を活性化する点から、論文以外による業績評価基準として特許等の出願件数やライセンス実績、特許等における論文の被引用頻度、共同研究実績、起業実績等による評価基準の検討が必要とされている。この点について、学内の取り組みとして、文系理系を問わず全学をあげて知的財産権に関する教員の認識強化を目的とした啓発活動も急務となる。

さらに、技術移転機関、研究支援機関等で産学連携を担う職員等には「大学の研究に対して技術的な興味を持ち、研究者と企業との間で利害を調整し、大学の研究の事業化に強い意欲を持ち、さらに、研究契約書の作成や知的財産について積極的に取り組む人材」（清水啓助「私立大学の技術移転活動からみた産学連携に関する課題」（『知財管理』Vol.53 No.3 2003）P.412）が求められている。加えて、マーケティング等を考慮した特許出願前における研究成果の評価・選別及び特許に応じた出願・権利化の判断が出願経費とあわせて必要検討事項となる。大学として産学連携に組織的に取り組むことの歴史が浅いこともあり、現状では人材不足は否めない。外部から人材を招聘して早期に体制を立ち上げつつ、学内の構成員を大学自ら養成することが急務である。

II. 知的財産マネジメント

学生の研究論文等や就職における守秘義務

日本女子大学

日本女子大学では「知的財産活動委員会」（以下「委員会」という）が設置され知的財産にかかわる事柄に関してガイドラインの作成、教育・啓発、トラブルへの対応等を行っており、学生の研究論文、共同研究等における守秘義務に関する教育・指導も委員会を中心に行われている。委員会は2004年12月に発足したばかりであり、また知的財産活動に関する社会状況の激しい変化に充分対応できているとは言い難いが委員会活動と今後の課題を紹介する。

1. 「知的財産」に関する教育

委員会の主な活動の1つが学生、教員に対して「著作権を含む知的財産権」についての理解を深める教育・啓発活動である。そのために冊子を作成し、教員に対して数回セミナーを開催するとともに、学生に対してもセミナーを開催している。また、新入生に向けて毎年オリエンテーションの一貫として著作権を中心に知的財産活動に関する教育をおこなっている。

まず基本的な認識の問題としてレポート・論文を書くときだけでなくホームページやブログを作るときのためにも著作権の理解はいまや必要不可欠になっている。このため著作権の基本的理解を目的とする上述したパンフレットは親しみやすい形で作成され、オリエンテーションで配布説明している。このパンフレット「大学生のための著作権ガイド」（大学のホームページにもアップしている）は著作権情報センター刊行の「学校教育と著作権」「マルチメディアと著作権」「はじめての著作権講座」を参考に知的財産活動委員会が作成したものである。概要は以下のとおりである。

大学生のための著作権ガイド

コンセプト：著作権はすべてに人にとって身近な、そして大切な権利である
内容：大学生活のさまざまなシーンで必要とされる著作権に関する重要なガイドラインを掲載
項目：他者の著作物を利用するときは
ホームページやブログを作るときに
レポート・論文を書くときに
目白祭・日女祭などの大学イベントで
日常生活の中で

著作権に対して、上記では引用することへの注意であるが、学園祭、大学主催のセミナー等のイベントでのオリジナル性の高い作品の発表に対する保護が今後の課題となる。

2. 産学官連携における委託研究・共同研究等の契約

外部機関との委託研究、共同研究において各種契約書を結ぶ場合に留意すべき事項をまとめたガイドラインが知的財産活動委員会により作成されている。この教員に配布されるガイドラインでは、学生がこういった活動に参加する場合には学生も契約者に加えることの必要性、秘密保持も研究に携わる学生にも及ぶこと、そのために学生にも契約者として遵守すべ

き項目を確認することなどの注意が喚起されている。学生が一人前の研究者になるまでには指導教員のもとで指導を受けながら研究に取り組むことになる。研究手法、アイデアなどを学ぶ過程において研究者としてのモラルを身につけることが大切であるが、委員会では委託研究・共同研究における守秘義務の在り方など直接学生を指導すると言うより指導教員に任せている状況である。

3. インターンシップ、教育実習において

就職した場合、当然社会人として企業秘密保持、企業人としての倫理が課せられるであろうが、本学においては働くことの意味であるとか社会人としての責任などについていわば常識として就職課およびキャリア委員会が指導しているのに止まる。学生は就職する前にインターンシップや教育実習を経験することがある。本学におけるインターンシップにはアカデミックキャリアインターンシップ（理系分野での研究内容に即したもの）とキャリアデザインインターンシップがあるがアカデミックキャリアインターンシップはもっぱら学科や研究室が窓口になり、キャリアデザインインターンシップは就職課とキャリア委員会がかかわっている。いずれに対しても事前・事後指導では一般的な職業倫理に関するガイダンスがおこなわれているだけである。今このころ企業と大学間の個別的なきめ細かいマッチングの上におこなわれているので問題は起きていないようであるが、今後インターンシップ参加学生が増えれば事前・事後の一般的指導の中に企業の守秘義務の取り扱い、逆に参加学生の研究成果等についての守秘義務の取り扱いに注意・指導が必要になるかもしれない。また、教員職員免許状取得のために介護体験と教育実習が養護施設や学校において行われ実習生という身分で「組織」に参加することになるが実習生の立場に対する事前指導は個人情報・守秘義務に特化しているわけではないがかなり広範にかつ綿密に行われている。

4. 就職活動に関して

就職活動に関して最近エントリーシートによる受付が多くなっている。エントリーシートへの書き込みにはインターネット一般の扱いと同様慎重さを呼びかける指導が今後ますます必要になってくるかもしれない。

大学院レベルでの専門的な研究成果にかかわる就職面接時の対応は指導教員に個別的に任されている状況である。

いずれにせよ、学生たちは知的財産・著作権に関して充分認識を深めるとともに自らの個人情報を含む情報、研究成果の慎重な扱いを学ぶことが必要かつ重要である。「知的財産活動」に関する理解のための教育・指導は今後欠かせない重要な項目になっていくものと思われる。

インターネット上における学生の諸問題と大学の対応

南山大学

南山大学は1994年に学内いLAN（AXIA）を整備し、ほぼすべてのコンピュータをネットワークに接続するとともに、学生が利用するコンピュータ教室もインターネットが利用できる環境を整えた。当初は、情報リテラシー等のコンピュータ教室での講義の受講者だけにアカウントを発行し、その講義の中で情報倫理について教育した。当時は利用者が少なく、コンピュータウィルス等の脅威もほとんどなく、コンピュータをいかにうまく使わせるかということが主であり、不正利用等が問題視されることはほとんどなかった。利用促進やサービスの向上に力を注ぎ、セキュリティ等の重要性は二次的なものという認識であった。

2000年には瀬戸キャンパスを開設し、学生全員（入学定員500名）にノートPCを貸与した。2001年には、名古屋キャンパスも含めて、新入生全員にアカウントを発行したことから、利用モラル等の情報倫理やセキュリティ教育の重要性が高まった。

以上のように、インターネット利用環境を整備し全員利用を推し進めるに伴い、インターネット利用上の種々の問題が発生することになった。とくに、入学早々、Webを使った履修登録を行わせる等、倫理教育をする前にアカウント発行という状況が発生し、かつ、新入生全員に十分な倫理教育ができる体制や余裕もなく、諸問題発生の要因をいくつもかかえる事になったと言える。

本学で発生した問題、あるいはつねに問題とされるものは、以下の4つに分類できる。これらは、本学特有の問題ではなく、インターネット利用に関連してどこでも起こりうるものである。ただ、大学や大学生特有の問題も多分にあると考えられる。企業であれば、厳しく通信規制を行い、メールメッセージの内容検査、コンテンツのフィルタリング、ファイルの利用制限等を行えるが、大学は性善説に立って組織を運営し、開放的で自由な活動を支援している。学生を大人として扱うという側面では、小中高校のようなWebコンテンツのアクセス制限の可否に関しても、賛否が分かれるところである。

（1）学生の幼児性に起因するもの

大学での実社会とは別のネットワーク仮想社会で別人格が形成されることがある。学内のコンピュータから学外の掲示板に乱暴な内容を書き込み、掲示板の管理者から苦情と対応依頼の連絡を受けることが何度か発生している。嫌がらせメールを何百通と送りつけた場合もある。これらは、発信元から該当者を特定できることがあり、話をすると実社会ではごく普通の学生であり、自分の非を素直に謝罪することが多い。

（2）知識・認識不足や不注意に起因するもの

本学では、学生が個人のWebページを作成公開することを許可している。サーバ上に個人のファイルを置くことができ、複数人で共有することも可能にしている。ここで発生する問題の代表的なものは、著作権等の知的財産権の侵害である。取り立てて悪質な問題は発生していないが、Webページに他人のファイルやページコンテンツを無断で引用したり、CD-ROMに収録された情報を無断でサーバ上にアップロードしたケースがある。

CD-ROMの情報をアップロードしたケースではインターネットからアクセス可能な状態になっていて、販売元からの事実確認の問い合わせから判明した。結果、大

学アカウントの停止処分となった。これらは、著作権の知識が全く無いわけではなく、個人的な利用だから、仲間内の利用だからいいだろうとの甘い判断があり、インターネット上ではWebページが全世界に公開されていることの認識を欠いたケースである。

(3) 利用者の利己的行動に起因するもの

Winny等ファイル共有ソフトウェアの利用が社会的な問題になっているが、本学でも同様である。とくに瀬戸キャンパスでは学生全員にノートPCを貸与しているので、コンピュータへのソフトウェアの導入は本人の自覚にまかされている。利用しないように指導は行っているが、幾つかの問題が発生している。

よくマスコミで取り上げられている機密情報や個人情報の漏洩等の報告はないが、著作権を侵害するファイルのやり取りは否定できない。実害としては、大きなファイルのやり取りを行う際、大きな通信が発生し、他の利用者の通信の弊害を起こしている。

これは、自らの行為が周りにどのような影響を起こすか理解できていない、あるいは、理解できていても自己本位になっている問題である。

(4) 情報通信技術運用上の倫理観の欠如に起因するもの

本学数理情報学部では通信工学やソフトウェア工学の講義や演習によって情報通信技術者の育成を行っている。各種ソフトウェアの作成はもちろん、通常のインターネット利用者が行わないサーバ構築やネットワーク構築を行う機会が与えられ、管理技術を身につけることも可能であるが、修得したこれらの技術を、倫理感を欠いたまま運用することでいくつかの問題を引き起こしてきている。

学外に公開するサーバはセキュリティ対策が必須となるが、それを怠った事に起因し、外部からの攻撃対象となったり、ネットワークで大学全体の通信を乱すパケットを送出することがあった。また、メールの送信アドレスを総当り方式で生成し、実在するメールアドレスを取得しようと試みたケースがあった。

これらの問題においては、技術力の向上によって、いたずらや故意の不正は問題を大きくすることがある。メールの総当り方式の送信は約1万通を短時間で行ったものでありその影響は大きかった。このケースは故意の不正による実在メールアドレスリスト作成であり、相応の処分を課すことになった。

以上、本学で発生したインターネット利用上の主な問題点を列挙したが、これらの問題については大学として解決に取り組み、再発を防止する義務があると考ええる。しかし、大学という学問の自由を保障すべき組織で、厳正に取り締まることだけが唯一の正解だとは言い難く、教育や指導によって利用者本人の利用モラルの向上をはかることが第一と考える。

以下、本学の取り組みを紹介する。

(1) 関係委員会等体制作り

サーバおよびネットワーク管理者を中心とする通信ネットワーク委員会、その親委員会であり本学情報システム関連事項を審議し大学執行部へ提案を行う情報システム委員会を設置し、総務担当副学長と緊密に連絡を取り合い問題解決、方針策定を行う。

(2) 利用ガイドラインの作成

本学のキャンパスネットワークおよびそれに接続されたコンピュータシステムをAXIAと総称し、AXIA利用においては「AXIA利用ガイドライン」を遵守することとして

いる。

入学時のガイダンスで全員に配布し周知させている。ガイドライン違反については「AXIA利用停止等処分に関する取扱要領」に沿った対応を行う。

過去に数人の期限付きアカウント停止処分、1人の無期限アカウント停止処分を行っている。処分は「AXIA利用停止等処分に関する取扱要領」によるアカウント停止と、大学の懲戒規程に基づいて行われる。

(3) e-Learningによる情報倫理教育

すべての学生が受講可能な情報倫理教育のe-Learningコンテンツを開発した。現在は数理情報学部が授業でその受講を義務化し、他の学部は自由受講となっている。

自宅等学外から学内のシステムを利用するためのワンタイムパスワード（暗号表）を発行する条件を、e-Learningの確認テストで90点以上を取ることとしている。

(4) 情報教育

情報入門教育において、情報倫理教育も行う。また「PC講習会」等の講習会も定期的に開催し、学生の利用支援を行っている。

(5) パスワード変更の義務化

AXIAを利用するためのアカウントは、入学時のガイダンスで全員に配布し、その場でパスワード変更をさせる。以降、パスワードは1ヶ月に1回程度は変更するよう指導し、長期未変更の場合は警告後、アカウントを停止する。アカウントを管理することの重要性とその意識付けをはかる。

(6) ネットワーク監視とログ解析

問題の早期発見や早期解決のために、ネットワークを流れる情報を監視し、不正なパターンを検出した場合は管理者に緊急連絡が届くように設定している。問題が発生した場合は、関係委員会の了承のもと、ログの解析を行う。

インターネット技術の進歩とネットワークの拡大は非常に速い。大学としては、情報社会に通用する人材育成という面からは、インターネット上で展開される主要なサービスが大学内（教室内）においても体験できる環境を用意すべきだと考える。しかし、インターネットに接続しているということは、教室内で発生した問題が世界中に簡単に広がる危険性があるということである。したがって、利用の利便性とその裏に潜む危険性を十分把握し、かつ、それを学生に正確に伝え理解させることが必要であり教育機関としての大学の義務であると考え。

特許技術の海外企業譲渡の効用と管理

関西学院大学

1. はじめに

2006年8月29日、関西学院大学理工学部の金子忠昭・佐野直克研究室が開発し、学校法人関西学院が保有（日本）及び出願中（アメリカ、欧州、中国など）の特許を、分子線エピタキシー（MBE）研究装置の世界的なトップメーカーであるフランスのRIBER（リベール）社に有償譲渡した。譲渡した特許の対象である「三次元“その場”ナノプロセス（MBE-LITHO）」の技術が装置化されれば、この装置を利用することにより半導体にナノ領域の三次元微細加工を簡便に施すことが可能になり、半導体デバイスの開発プロセスを画期的に向上させることができる。

今後、RIBER社は、同社の日本総代理店である伯東株式会社、及び日本国内の企業数社の協力のもと装置の製品化を進めるとともに、関西学院大学と共同研究を行い、MBE-LITHO技術の更なる発展・確立を目指す。ここでは、本学の知的財産活動の基本的な考え方と関連させながら、この事例の中で得られた経験を紹介する。

2. 知的財産活動における基本的考え方

本学の研究は、現状では基礎的なものが主であり、知財活動の対象となる技術は、実用化までに相当の期間を要するものが多い。そのため、知財活動の基本的な考え方としては、金銭的な対価そのものや、目先の実用化を期待することより、知的財産はあくまで研究の「種」として確保し、企業との共同研究・受託研究等により、本学の研究をさらに活性化・発展させて、最終的に知的財産を社会に還元することを目指している。したがって、リスクを回避するため、将来的に他社へ技術移転する可能性の考慮と共に、パートナーとしての技術移転・共同研究先の選定が非常に重要な要件である。

3. 海外企業への技術移転と特許譲渡

本学でも、国内企業への特許実施許諾による技術移転の事例はある。しかし、今回のように、技術移転先が海外企業であること、また、移転が実施許諾ではなく譲渡によること、いずれにおいても初めての事例である。以下、今回の知的財産活動が、なぜ、上記のように展開されたのか、また、契約内容検討の際に重要であったのはどの点か、について説明する。なお、前に述べた本学の知財活動の基本的な考え方とともに、技術移転の対象となったMBE-LITHO技術は、プロセス技術であり、実用化のための前段階として、本プロセス技術を実現するための装置が必須であること、そのために装置メーカーであるRIBER社（以下R社）を移転先として選定したことを念頭に置いて理解していただければ幸いである。

第一は、技術移転先が海外の企業であることである。大学内で、最初に検討する課題となったのが、少し大げさにいうと「国益に反する」ことにならないか、という点である。部分的にはあっても国からの資金の補助を受けていること、また、そもそも日本の大学であるのになぜ、国内企業ではなく、海外の企業に技術移転を行うかということである。このことに関しては、経済産業省やJETRO、近畿経済産業局等にも相談をし、アドバイスを受けて検討を重ねた。その結果、次のような解釈で、学内のコンセンサスを得た。

企業選定に際しては、当然国内企業も含めて検討を行ったが、技術の実用化を最優先に考えると、MBE装置の世界的なトップメーカーであるR社において他にはなく、選択肢として

海外企業しかなかったことがあげられる。また、移転技術がプロセス技術であり、R社が、将来本学との共同研究の成果として製品化する装置は、それを実現するためのツールであり、その装置を用いて、国内企業も、本プロセス技術を利用できるようになり、日本における半導体デバイスの新規事業展開も期待されることから、結果的に日本産業にも貢献することが可能である、という筋書きである。

第二に、ポイントとなったのが「外国為替及び外国貿易法」や「租税条約」といった、法的な部分への対応である。特に、国際的な平和及び安全の維持を妨げぬよう、特定の技術等についての輸出規制を定めた外為法については、今回の技術が、許可の必要となる技術に該当するか否かについて熟慮し、また契約条文においても、R社にも関係法令等を遵守させる旨明確にしている。当然のことながら、今回の契約内容については、弁護士による確認、アドバイスを受けているが、これら法的な部分についての確認は、最も念入りに行った。

第三にあげられるのが、実施許諾ではなく「特許譲渡」とした点である。当初は実施許諾としてその条件等交渉を進めていたが、発明者による当該技術に関する研究が日々進歩し、次々と関連特許が生まれることにより状況が二転三転し、最終契約締結まで3年以上の年月を費やす中で、特許譲渡に変更することとなった。

特許譲渡に変更した理由はいくつかある。一つは、関連特許をまとめて技術移転する必要が生じ、R社側から、それぞれの特許について多数国での権利化の希望があったことから、海外特許の権利化・維持の手続き等、事務の煩雑さを予想したことである。なお、海外特許のハンドリングにおいて、通常課題となる費用面については、実施許諾として交渉していた段階からR社の負担として両者の合意があり、特許譲渡に変更する際の判断材料とはならなかったことを付け加えておく。

もちろん、このような消極的な理由ばかりではなく、特許譲渡とすることで、R社における装置開発をより加速させることになるとの判断があった。この点は、先に述べた本学の知財活動の基本的考えに深く関連している。一般的に言って、企業にとって、より独占的な権利の確保を希望することは当然ではあるが、欧州の企業であるR社は、特にその傾向が強かった。われわれとして、企業側が自ら権利者となることは、権利独占の最たるものであり、特許譲渡により、R社の開発意欲を促進すると判断したのである。本学としては、確保した知的財産を手放すことへの抵抗感も少なからずあったのは事実であるが、いち早く技術を実用化することを考えると、特許譲渡が最善の方法であったと確信している。

さらには、本特許技術がプロセス技術であり、R社は、それを実現するためのツールとして装置を開発・製品化するにすぎず、実際に特許を実施するのはR社ではなく、R社から装置を購入し、当該プロセス技術を使用するR社の顧客企業であることも、特許譲渡の一つの理由となった。実施許諾契約として再実施権を付与する方法も考えられるが、複雑な契約が必要となる。許諾ではなく譲渡とすることで、契約上もよりシンプルにすることが可能となった。シンプルな内容にすることも、特に不慣れな英文契約を締結する際には重要なポイントになると思われる。

これらの点を勘案して、今回特許譲渡を行った訳であるが、これは、特許を譲渡したとしても、発明者自身の今後の研究活動に支障をきたすことがない、との大前提があつてのことである。当然のことではあるが、知的財産活動全般において、この大前提は最も重要視されるべきことである。今回移転した技術に関して具体的に言えば、将来的にR社以外の企業への技術移転、あるいは共同研究等を行う可能性がない、との判断がある。別な言い方をすれば、将来にわたって、R社とのパートナーシップにより、このMBE-LITHO技術を普及させる決心をしたということである。本学として、そこまでの覚悟をしたからこそ、実現した特許譲渡であったと言える。

第四に、譲渡対価についても触れておきたい。今回の譲渡対価は、①一時金1,500万円（契約時）、②装置販売に対して売上高の一定率（ただし台数限定、それ以降は無償）が基本となっている。なお、②については、R社が装置販売を行わず、第三者にライセンスのみ行い実施料を得た場合には、別途条件を設定している。

譲渡対価（＝技術の価値）として、これらの条件が妥当であるか否かについての判断は難しいが、少なくとも一時金1,500万円という額については、R社との交渉の中で、かなり譲歩をすることになったのは事実である。これは、今後の本学－R社間の共同研究費用を含め、より多額の装置開発資金に充当してもらうことによって、早期の装置販売・本プロセス技術の実用化を目指すことを狙いとしている。本学にとって最も重要なことは、研究成果の社会への還元であり、対価による収入については、結果であると考えている。

4. 今後の課題

今回の特許譲渡には、本学の知的財産活動において、過去最大の労力を費やした。その分、経験から得たものは、われわれにとって非常に大きな財産となったが、一方では明らかとなった課題もある。まず、最初にあげられるのは、やはり海外企業との英語による契約・交渉等への対応であろう。今回、交渉の場での通訳等において、R社の日本総代理店である伯東株式会社の多大な協力を受けることができたが、今後も常にそのような状況にあるとは考えられない。とすれば、現状の知財担当スタッフのスキルアップに加えて、海外企業との契約、交渉の専門的知識を持った人材の確保が必要となってくる。また、基本的に、人事異動のある専任職員が知財担当スタッフを務めている本学においては、これらの各事例から得た経験、知識を蓄積し、次代のスタッフへ確実に引き継ぐことのできる、永続的な組織・体制づくりが必須であることも、あらためて実感した。

また、契約締結にあたっては、契約内容精査の他、さまざまな観点から、弁護士にアドバイスを依頼した。弁護士への本格的な相談を行ったのは、今回がはじめてで、弁護士は、個人的なネットワークによる人選を行った。今後、同様の事例や、また係争等が生じる可能性を考えると、知的財産担当の顧問弁護士を置くなど、組織として、しっかりとした外部人材のネットワークを確立しておく必要がある。

今後、今回の経験から得た財産をスタッフ全員で共有、蓄積するとともに、明確になった課題の解決に向けて、更なる努力を重ねていく所存である。

5. おわりに－関学発世界標準を目指して

本学では、2003～2005年度に特許庁より知的財産管理アドバイザーの派遣を受け、全学的に知的財産管理体制の構築を推進してきた。そして、2003年に、スクール・モットーである、“Mastery for Service（奉仕のための練達）”を知的財産・産官学連携活動において具現化するものとして、知的財産ポリシー「本学で創造される研究成果を知的財産として確保し、人類の幸福に貢献するため有効に活用する」を制定した。社会貢献を絶えず取り組むことが本学の使命であると確信し、スクール・モットーを実践すべく、知的財産をベースとした産官学連携、研究交流活動を推進している。今回の技術移転は、ポリシー制定後の、本学における知的財産活動の大きな成果のひとつである。

本学は、理工系学部の規模も小さく、知財体制の構築をはじめた当初から、一貫して、特許出願や共同研究等の単なる「件数」増を目標とはせず、少数であっても「活用できる知的財産」を確保し、ひとつひとつ確実に事業化に繋げることを目標に取り組んできた。「関学発世界標準へ」を合い言葉に、日本国内のみならず、全世界へ向けた研究成果の社会還元を目指しており、今回の事例は、まさにその活動が実を結んだものと自負している。

不正競争防止法と大学

早稲田大学

平成15年に不当競争防止法の改定改定が行われ、一定の要件を満たした秘密（営業秘密）の不正取得や開示に関連して、従来は民事責任（損害賠償・差止）が問われるだけであったところ、一定の場合に刑事的に処罰する規定が新たに加えられた。

この法律で保護の対象となる営業秘密とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られないもの（不正競争防止法第2条第6項）」と定義されている。従ってこの法律が保護の対象とする「営業秘密」は、営業となつてはいるものの企業等の営利事業における秘密情報に限定されるものでなく、大学が独自に行う教育研究や研究成果の普及といった一連の活動も法文の「その他の事業活動」該当すると考えられる。すなわち、大学の活動によって創出された情報も本法の定める「営業秘密」の対象となり得る。このような情報の中で、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の3点すべてを満たすものが保護の対象となりうる。

営業秘密侵害として刑事罰の対象となる行為については、不正競争防止法第21条第1項第3号から6号に規定されており、10年以下の懲役1,000万円以下の罰金が定められている。

以上を大学に当てはめると、大学の中にはこの法律の営業秘密に当たるかどうかは別にして、秘密として管理すべき情報が存在する。未発表の論文、著作物、出願前の特許に関する書類等や、入試その他の試験問題、あるいは学生の成績そのほか個人情報、原則として秘密として管理されるものであろう。特に大学で創出した発明等に係わる秘密管理については、大学の公益性や教育・研究に与える効果等を勘案しつつ、秘密管理すべき対象物を大学または研究者が主体的に判断し、適切に管理する必要がある。一方で産学連携を通じて大学または研究者が入手した企業等の営業秘密の管理（共同研究の守秘義務）については、相手企業との契約や信頼関係にゆだねられるように、適切に管理すべきであり、この取組みが連携の更なる発展につながる。

以上のようなことを適切に実施するには、営業秘密を扱う部署を特定の建物や部屋等に限定し、その建物へのアクセスを制限する等の管理方法が現実的である。個々の研究者に対しては、研究ノートの必携と、研究室への入退室管理、論文発表審査等参加者管理と守秘義務の徹底がまず必要であると考えられる。

大学の場合、大学との雇用関係にある教職員のほかに教育サービスを受ける学生の存在があり、重要な構成員であることを忘れてはならない。秘密管理を行う中で、学生をどのように位置づけるかは、教育研究という目的との関係を念頭に置きつつ、定めることが肝要である。また、留学生なども特にマテリアルトランスファーには留意する必要がある。共同研究・受託研究や公的資金のプロジェクトに参加する場合には、職務発明規定等で学生の位置づけが明確になっていて、契約の対象者である場合における早稲田大学の雛形例を以下に示す。比較的厳格な秘密保持契約になっている。

もちろん、研究倫理や職務発明規定など上位規定については、これを遵守して研究を遂行すべきであるし、また広報や研修・講義を通して周知すべきことは言を待たない。

早稲田大学の例： 資料1（34ページ） 学生の皆さんが発明したら
資料2（35ページ） 発明および秘密保持に関する誓約書

学 生 の 皆 さ ん が 発 明 を し た ら

「発明及び秘密保持に関する誓約書」提出のお願い



職務発明とは

大学における研究活動から生じる成果、取分け先端研究を行う大学院生やポスドクから報告された新規性に富んだ成果は発明として価値有る財産（知的財産）となります。これらの成果のうち指導教員からの教育・研究・指導による共同発明、大学の施設や資産を活用して生まれた「発明」は、本学の職務発明規程に基づいて大学が権利を承継し管理し、あらゆる権利侵害に対応する事が望ましいと考えます。

※ 職務発明規程 Q&A: <http://tlo.wul.waseda.ac.jp/INVENTOR/qa1.html>



権利の帰属

特許法では、発明をすると、その発明者が「特許を受ける権利」を自動的に取得する事になります。この「特許を受ける権利」は、第三者に譲渡することもでき、「特許を受ける権利」を最終的に保有する者が特許出願でき、将来的に特許権者となります。

大学と雇用関係に無い学生が成した発明は、そのままでは特許を受ける権利を自己が保有する事になります。しかし、これでは権利化に伴う複雑な手続きや権利維持に要する莫大な費用の支出、さらには、権利侵害と紛争に対し、全て学生個人が対応しなければなりません。つまり、本業である研究開発どころではなくなってしまいます。



権利の譲渡

そこで、発明を成しえる可能性が有る学生は、「発明及び秘密保持に関する誓約書」を大学へ各々提出し、自分の成果（発明）が生まれた場合には、その発明を大学に承継し、職務発明として取り扱うよう大学と契約をすることができます。（任意契約とし、強制的なものではありません。）

この事により、発明者である学生に代り、大学が特許出願の手続きを行い、費用の支出、第三者による権利侵害の排除と事業化への手助けをする事が可能となります。



成果への報償

発明を成した学生は、その全ての権利を大学に譲渡してしまいますが、大学が第三者にその発明を許諾してそれが事業化された場合には、その対価として第三者から大学が受領したロイヤルティ等の配分を職務発明規程に基づいて得る事が出来ます。通常、発明の事業化を希望する第三者にライセンスする際には、実施契約の締結・管理や実施企業からの実施報告を定期的に受け、請求書の発行から課税対策までを講じる必要があります。職務発明として認定された成果については、これらを大学が執り行いますので、学生は自ら煩雑な事務処理をすることなく、円滑に職務発明規程に定める報償を受ける事が可能となります。なお、この報償は、大学への上述した対価が発生する限り、当該学生が卒業した後も引き続いて受ける事ができます。

（指導教員との共同発明について、すでに権利配分や成果配分が研究室として内規されている場合は、それらを優先するものとします。）



共同研究への参加

企業との共同研究契約に基づき、学生が発明を成した場合にも「発明及び秘密保持に関する誓約書」を事前に提出する事により職務発明に該当します。大学が主体となり企業に対する権利の主張を円滑に進める事が可能となる他、発明を成した学生が不利益を負う事態を最小限にします。



秘密保持の効果

発明となる成果の特許化する時には、新規性が問われます。類似・近似した研究は競合する技術分野であればどの研究室や企業でも行われていますので情報が外部へ漏洩した瞬間に新規性はもとより、差別化した貴重な技術情報が失われてしまいます。研究開発の途中で知れた情報を外部に一切漏洩しない事を契約する秘密保持契約は、後々、成果を守る為に大変重要な意味を持ちます。また、共同研究を行う企業にとっても、研究に参加する学生一人一人が、この契約を取り交わしている事を前提に学生への積極的な情報開示が可能となり質の高い研究活動に結び付くことになります。



お問合せ先 産学官研究推進センター 120-4 号館 2階

電話: XX-XXXX E-Mail: XXX@XXX.waseda.jp

管理番号：

学校法人早稲田大学 理事長 白井克彦 殿
研究室 教 授 殿

発明および秘密保持に関する誓約書

私は、第1条に記載の研究活動に参画、協力、関与または従事するにあたり、大学の使命の一つである社会貢献としての産学連携活動を円滑に大学が遂行することに積極的に賛同し協力することを誓い、当該研究室で第1条に記載の研究活動をするに当たり、以下の事項に同意し、それを遵守することを誓約いたします。

第1条（研究題目・内容）

私は、下記研究（以下、「本研究」という）の活動に参画、協力、関与または従事します。

（研究室名）
（研究題目）
（研究内容）
（研究期間） 年 月 日～ 年 月 日 まで
（研究責任者） 学部 教授

第2条（研究成果の帰属）

私は、本研究活動に参画、協力、関与または従事し、その過程で創出される研究成果（以下、本研究成果という）に私が寄与した場合、本研究成果（知的財産および知的財産権を含む）の取り扱いについては、権利の帰属、権利の運用、発明者への実施補償、その他一切の取り扱いを早稲田大学の職務発明規程に従い、同規程による職務発明等として取り扱われることに同意します。

第3条（秘密保持の誓約）

私は、次に示される貴研究室および当該研究室がその都度関係する第三者の技術上または営業上の情報（以下「秘密情報」という）について、当該研究室責任者の許可なく、如何なる方法をもってしても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

- （1）貴研究室で行う研究開発に関する情報、それにより得られた研究開発成果。
- （2）第三者との研究開発提携または業務提携に関する情報および当該第三者の秘密情報。
- （3）貴研究室により秘密情報として指定された情報
- （4）以上の他、当該研究室が特に秘密保持対象として指定した情報。

2 前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当することを私が証明できる情報は除かれる。

- （1）当該研究室から開示された時点で、既に公知であったもの。
- （2）当該研究室から開示された後、私の責によらないで公知になったもの。
- （3）第三者から、開示の制限なく正当に入手したもの。
- （4）私が、当該研究室から開示された時点で既に保有していたもの。

第4条（秘密の報告）

私は、秘密情報について、その創出または得失に関わった場合には直ちに当該研究室に報告致します。

2 私は、秘密情報については、私がその秘密の形成創出に関わった場合であっても、当該研究室活動上作成したものであることを確認します。

第5条（在籍および離籍後の秘密保持）

私は、当該研究室に在籍中および離籍後においても、秘密情報を開示、漏洩もしくは実施しないことを約束致します。

第6条（損害賠償）

私は、本誓約に違反して、当該研究室の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより早稲田大学が被った一切の損害を賠償することを約束致します。

本誓約書締結の証として本書3通を作成し記名捺印後本学、研究責任者および学生が1通ずつ保有する。

年 月 日

大学院名・専攻／学部学科名：

学籍番号：

氏 名：

印

住 所：

電話番号：

E-mail：

お問合せ 早稲田大学 産学官研究推進センター（承認 TL0）

電話：03-XXXX-XXXX（XX-XXXX） E-Mail:XXX@XXX.waseda.jp

〔知的財産問題検討委員会提案〕

知的財産マネジメント

1. 技術流失の問題

大学は研究論文・研究成果の発表を通じた公共的な性格を有するとともに権利化に伴い営利性の帯びる事業も併せて実施している。いずれにしても、大学として社会貢献を果たすことに変わりはない。

産学連携が実施されるなか、大学と相手先機関との間で営業秘密・ノウハウ、権利化の伴う技術を取り扱うことが増加しつつある。例えば共同研究においては、大学・相手先機関の双方による信頼関係を基軸に据えつつも、情報の交換・研究員の派遣・受入れといったことから、大学では、相手先機関から開示を受けた情報や大学独自の技術上の情報が漏洩し、ひいては流失することが生ずる可能性はあろう。例えば、軍事技術の民生転用といった環境の変化に伴い、防衛上有用な多くの技術に対し、アクセスが一般的なものとなりつつあり、国益上の観点にも留意する場面が生じうる。

「営業秘密管理指針及び技術流出防止指針の標準化に関する調査研究法告書（社団法人日本機械工業連合会・財団法人日本規格協会、2005年3月）」によると、共同研究では研究当事者双方が営業秘密の取り扱い・管理方法について取り決め、教職員・学生とは必要に応じて秘密保持契約を締結する等が挙げられている。また学生・外部研究員に対する営業秘密の管理の徹底、秘密管理性との関係から秘密情報へのアクセスの制限の実施の困難性等が今後の課題として挙げられている。

当該研究から権利化が伴う場合は、包括的に各大学の発明等に係る規定による守秘義務が適用され、例えば研究プロジェクトのように期限の定まった研究の場合、当該研究ごとに契約・取り決めを通じ、守秘義務を課すことが一般的である。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の改正により、同法第40条の二の第1項1号の政令で定める業務に「科学に関する業務」等が追加された。このことに伴い、労働者派遣業者と契約し派遣研究者等を受け入れることが可能となった。派遣従業者は、派遣先の指揮命令を受けて派遣先の業務に従事することとなるが、派遣先との間に直接の雇用関係はない。労働者派遣制度の趣旨並びに労働者派遣法に基づき、大学は派遣先との間で当該業務内容と共に守秘義務の程度・内容についても派遣契約で明確化する必要がある。

各私立大学においては、産学連携はじめ、その深さ・形態、実状に則しつつ、技術流失の防止並びに守秘義務への取り組みが望まれる。また行政府では技術流失問題への取り組みを標準化する動きがあるが、大学の実状、特殊性を勘案し検討することを望みたい。

2. 私立大学に求められる学生への対応

私立大学は、各大学において教育と研究に多様な考え方があっても、学問の研究並びに教育の場として、その研究・教育を通じて文化の進歩と社会の発展に貢献することを使命としている。大学における学生の捉え方はさまざまであるが、いずれかの考え方を一つのみ採るのではなく、学生を取り巻く環境・状況の広範性から多様性を包含した考え方が適するであろう。

大学は、教育・研究という共通の目的をもつが、教授・学生といった機能的に異なる役割を担う者から構成されている。特に私立大学は教育に比重を置き、次世代の人材を育成して

いる。大学における知的財産の創出・保護に関する場面では、特に教育に対する配慮が求められる。

さらに学生による研究論文（博士論文含む）の発表等は、学位取得の要件とも関連し極めて重要な事項であり、あわせて教育上において自由な意見交換・発表に基づく学生の研究（創作活動含む）を支える環境づくりも教育機関として重要なことである。

学生（学部学生・大学院学生）が企業との共同研究・インターンシップはじめ、対外的な活動を実施するなか、特に知的財産（権利化含む）の創出に関与する産学連携においては、派遣元（大学）・受入先（企業）の双方において、学生の守秘義務・秘密の保持の問題、対応が大学に求められている。

2－1 大学の発明等に係る規定から見た学生への対応・現状

私立大学（学校法人）・国立大学（国立大学法人）の発明等（知的財産等）に係る規定において、学生は「発明等に関する契約・取り決めを締結・合意した者（学生）」として、規定上「教職員等」「教員等」といった定義の中で、当該法人の発明等に係る規定の適用対象者として取り扱われている。また、学生が創出した発明の取り扱いでは、当該学生が当該発明等に関する権利の譲渡を機関に申し出た場合、教職員による職務発明の取り扱いに準じる対応をする大学がある。

発明等に係る規定の適用対象学生は、一般的に教職員に準じた取り扱いがなされていることから、発明等に係る規定に守秘義務・秘密の保持の条項が盛り込まれ、当該義務の遵守が求められている。共同研究では、規定上における守秘義務とは別に、共同研究契約書に守秘義務・秘密の保持の条項が盛り込まれている。また、機関として必要な措置をとりつつ、共同研究における相手先から同意を得た上で研究協力者を派遣する大学もある。

2－2 共同研究契約の守秘義務

文部科学省から国立学校等宛に通知された「共同研究契約書及び受託研究契約書の取扱いについて」（平成14年3月29日、13振環産第59号）の中には、「民間等との共同研究契約書」に秘密の保持に関する条項（第22条）がある。複数の私立大学（学校法人）・国立大学（国立大学法人）の共同研究契約書においても、同条項を参考としつつ、秘密の保持に関する条項（守秘義務）が盛り込まれている。同条項では「…本共同研究の実施に当たり、開示若しくは提供を受け又は相手方より知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、…研究担当者以外に開示・漏洩してはならない」とあり、不正競争防止法第2条第6項の営業秘密を主に対象として捉えていると解しうる。不正競争防止法第2条第6項では「…その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」を営業秘密という。学生も営業秘密の侵害として刑事罰の対象となり、民事上の責任が機関に及ぶこともありうる。

学生の守秘義務と就職・採用との関連では、在学時に共同研究に関与している学生が、共同研究を通じて営業秘密を具備する技術を知得し競業他社に就職している場合や、守秘義務・秘密保持契約のために採用面接で研究内容を公表できず、就職できない、あるいは内定の取り消しといった場面が生じうる。政府では、共同研究における学生の取り扱いについて、双方の理解を深めるよう、その位置づけを含めて守秘義務・秘密保持の契約形態を協議する機会を提供している。

2－3 研究成果の公表

大学の社会的使命として研究成果の公表が挙げられるが、共同研究契約では、当事者間の

信頼関係を基礎としつつ、公表する方向に重きを置いた姿勢で、書面による通知・協議を介して対応している大学がある。具体的には、大学の使命に理解を求めつつ、大学が共同研究成果の公表を希望する場合、公表先・公表時期・公表内容を書面により通知し、相手先に同意を求めている。公表予定日の50日前までに相手先に通知し同意を得る大学もある。大学から通知を受けた場合、特段の理由・やむを得ない事情のない限りは同意するものとしている。

3. 研究成果有体物（マテリアル）の取り扱い

研究開発の過程では、知的財産権として権利保護し利用されるものに加え、研究試料・材料といった物的成果が生じる。わが国では研究成果物の利用促進の観点から、さらには経済スパイ法違反容疑事件を契機として、文部科学省に「研究開発成果の取扱いに関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、検討会における協議を経て、各国立大学等宛に「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて」（以下「ガイドライン」という。）が発出された。現在私立大学（学校法人）・国立大学（国立大学法人）では、規定あるいは知的財産ポリシー等において、研究成果有体物（マテリアル）の取り扱いを示す大学がある。

3-1 大学の研究成果有体物に係る規定から見た現状

研究成果有体物の取り扱いについて、上記検討会がとりまとめた報告書では、研究者個人・機関による管理に適する対象を区分した上で、主として機関による管理への移行を求めている。ガイドラインは、機関による管理に適する対象を「備品的なもの、及び消耗品的なものであって特に学術的・財産的価値の高いもの、その他全学的な観点等から組織として管理を行うことが適当と考えられるもの」とし、研究者個人による管理に適する対象を「機関管理に該当する成果有体物以外のもので、研究試料、材料などの消耗品で、現に研究開発を行った研究者において適切に供用・保管されているもの」としている。

一部の私立大学（学校法人）・国立大学（国立大学法人）による研究成果有体物に係る規定では、例えば研究成果有体物の定義・範囲をはじめ、ガイドラインに沿って作成されている傾向が見受けられた。また、研究成果有体物を受け入れる場合と提供する場合の双方について規定を整備する大学もある。

一部の私立大学・国立大学法人による研究成果有体物に係る規定によると、当該研究成果有体物の所有権・権利については、ガイドライン等に沿い、機関（法人）への帰属とする考え方を採る大学がある一方で、研究者個人・機関（法人）との双方による共有とする考え方を示す大学もある。さらに法人（機関）への帰属とする範囲では、発明等に係る規定との適用範囲に整合性を採る大学がある。

3-2 共有物の管理

共有物の管理は、共有物の現状を維持し、これを利用しさらに改良し、価値を高めることを意味している。単に現状を維持することは、保存行為として民法第252条但書「ただし、保存行為は、各共有者がすることができる」により、各共有者が単独ですることができる。また、保存行為には共有物の侵害に対する妨害排除の請求、共有物の不法占有者に対する返還請求等も判例上含まれている。

共有物を改良することが共有物の変更にあたるときは、同法第251条によって全共有者の同意が必要となる。従って、持分の割合に従い過半数で決しうるのは、共有物の変更とならない程度の利用・改良である。例えば、共有者間における各人の持分が均一の場合は過半数

の人数の同意を要し、また各人の持分が均一でない場合は過半数の持分を要することになる。なお、共有という考えを示す大学では、個人に対する裁量的見地と推察されるが、研究者個人による意向で共有物の変更・使用を可能としている。

3-3 研究成果有体物（マテリアル）の提供

研究成果有体物（マテリアル）の提供にあたっては、産業・学術研究開発といった目的に伴い、有償あるいは無償の契約（Material Transfer Agreement）を締結している。知的財産に関する組織が研究者と企業等との間で、提供に関して必要な契約について交渉・締結している。また提供に伴い収入を得た場合には、学内の配分規則等に準じて、創作者に還元している。発明に係る収入の還元・配分と同様、創作者の意思により学部等への配分を実施する大学がある。また、秘密情報が含まれる場合については、別途規定を定めて対応する大学もある。

4. 利益相反

大学は研究成果の公表を通じ、さらなる研究の進展や広く社会での活用のための役割を果たしている。そうした産学連携の過程において、大学を構成する教職員等が、研究成果の還元並びに兼業といった就業形態の変化に伴い、付随的に生ずる問題の一つとして利益相反が挙げられる。私立大学には、後述する利益相反ポリシー等のみならず、自主的に研究者個人・組織として、様々な取り組みを行っている大学がある。具体的な取り組みには、研究者としての行動規範ともいうべき研究倫理に関する指針（例えば研究倫理規準）、あるいは大学と社会・学外機関による協調・交流という点から、学外交流倫理基準・ガイドラインの策定等が挙げられる。

文部科学省は科学技術・学術審議会のもとに利益相反ワーキング・グループを設置し、利益相反の定義・対応等の検討を経て報告書を2002年11月にとりまとめている。現在、利益相反ポリシーや関連規定の策定を経て、組織的に取り組む大学がある。本節では既に策定されている利益相反ポリシー等から、大学としての組織的取り組み、特徴等に言及する。

4-1 利益相反ポリシー等から見た特徴

4-1-1 利益相反ポリシー等の目的

利益相反の概念とは、法令上の責任ではなく、教職員が企業等との関係で有する利益や所属大学における責任と衝突する状況を指し、その状況に無関心であることによって、大学の社会的信頼そのものが損なわれる潜在性がある。既に策定されている利益相反ポリシー等では、大学として社会・学外機関、教育・研究活動に対する信頼性の保持という観点が示されている。あわせて、利益相反ポリシー等を教職員等の産学連携活動を支える環境づくりの一環と位置づける大学がある。

4-1-2 利益相反の定義

文部科学省の利益相反ワーキング・グループ報告書では、利益相反を「教職員が企業等との関係で有する利益や責務が大学における責任と衝突する状況も生じうる。このような状況がいわゆる『利益相反（conflict of interest）』といわれるもの」としている。

既に策定されている利益相反ポリシー等では、統一的な定義は見出せないが、主に産学連携活動に付随する経済的側面、教育上の責任、役職・地位に基づく責任といった点から、利益相反を定義づけている。

4-1-3 利益相反ポリシー等の対象者

文部科学省の利益相反ワーキング・グループ報告書では、対象者の範囲の設定にあたっては、大学の社会的信頼を維持する上で、必要性の有無が見出せるか否かという観点を挙げている。

既に策定されている利益相反ポリシー等では、文言の差異はあるものの、その対象者は教員が中心とされ、役員・職員（非常勤含む）も含まれる。学生については、産学連携活動において、必要性が見出せる場合に対象者とする大学が見受けられる。

4-1-4 利益相反に係る組織的取り組み

利益相反に係る運用体制は、対象者（教員等）から協力を得つつも、例えば利益相反委員会という名称の審議機関を設置しているケースが多く見られる。利益相反委員会では、主に利益相反ポリシーの方針・決定、利益相反の審議・指導等を扱っている。また、利益相反委員会のもとに、下部組織あるいは利益相反アドバイザーを設ける大学もある。

各大学の規模や学科専攻等によって、利益相反に係る取り組みには特色があるが、意欲のある教職員等が能力を最大限に発揮しうる環境づくりが重要なことであろう。

5. 契約の柔軟性確保・共同研究に伴う不実施補償契約

産学連携を通じ、大学と企業等との間で共同研究が実施されるなか、共有に係る特許権の取り扱いにおいて、特許法第73条をはじめ、共同研究契約の内容についての議論が生じている。

特許法第73条第1項・第3項により、特許権の共有に係る持分の譲渡、第三者への実施許諾は、他の共有者の同意を得ることが求められている。同条第2項では「特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる」とあり、例えば大学と企業との共有に係る特許権の場合、「契約で別段の定めをした場合を除き」、企業は自由にその発明を実施することができ、第三者への実施許諾に同意しないこともできる。他方、大学は自ら実施能力がなく、当該権利の活用手段としては、他の共有者の同意を得て第三者に実施許諾することとなり、他の共有者の同意を得られない場合は当該権利が活用できなくなる。

5-1 共同研究契約書から見た現状

共同研究契約書については、文部科学省から各国立学校等宛に「共同研究契約書及び受託研究契約書について」（平成14年3月29日、13振環産第59号）が通知され、契約書が参考例として示されている。

文部科学省の「民間等との共同研究契約書」は実施料について、第19条第1項で「甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない」、また同条第2項で「甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。…」としている。大学の特性を踏まえ、他の共有者から不実施補償を求めている。

私立大学（学校法人）・国立大学（国立大学法人）では、同共同研究契約書を参考としつつ、各大学の実情を踏まえ、当該大学の雛型ともいえる共同研究契約書を作成している。私立大学の共同研究契約書では、研究成果の実施については、例えば「商業的な自己実施の放棄を条件」、「商業上の実施を行わないことにかんがみ」、「不実施を補償する対価として」という表現に加え、特許法第69条「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発

明の実施には、及ばない」を踏まえた内容としている。あわせて実施料の支払いに係る姿勢は文部科学省の共同研究契約書に準じつつも、当事者間による協議に重きを置いた考え方を採る大学が見られる。

5－2 調査結果から見た特徴

「大学等の不実施機関を共有者に含む共同研究契約に関する調査研究（山口大学、2005年3月、特許庁研究事業）」によると、企業が大学との共同研究を実施する目的は、総じて「自社にない技術の要請」を特徴とすることができるが、業種によってもその目的は異なる。例えば、化学・医薬品の業種は大学の基礎研究への期待を目的に置き、家電製品・重電機器の業種は自社にない技術への期待を目的に置く。業種によって共同研究が指向する研究開発の段階が異なることは、不実施補償への対応とともに共同研究契約の内容にも影響する。また、不実施補償に係る考え方も、特許が複合的に多岐にわたる業種、その他の業種等、業種によって大きく考え方が異なる面がある。さらに共同研究契約の不成立の要因としては、不実施補償のみならず、権利の帰属・行使による不合意等の指摘がある。従って、業種による特性を踏まえ、不実施補償をはじめとした共同研究契約全般から当事者間の協議において留意すべき点を整理することが求められる。

政府（総合科学技術会議）による「知的財産戦略について ― 大学等発知的財産権の積極的活用と知的財産関連人材の戦略的育成・確保を目指して ―」（総合科学技術会議、2005年5月）」に、大学と産業界との間で共同研究・不実施補償等を議論する場・機会を提供する内容が盛り込まれ、日本知的財産協会と有限責任中間法人大学技術移転協議会との間で「産学連携を話合う会」が開催されている。

知的財産戦略本部の知的創造サイクル専門調査会では、課題の一つとして、共有に係る特許権の第三者への実施に関する現状と問題点を調査する内容を挙げている。関連省庁には、大学の特殊性を踏まえた上で、検討することをぜひとも期待したい。

Ⅲ. 知財本部とTLOの連携強化に向けて

知財本部とTLOの連携強化に向けて

大学技術移転協議会理事

知的財産問題検討委員会委員 勝田正文（早稲田大学産学官研究推進センター長）

知財・技術移転業務の一般的なアクティビティとして以下の項目が一般的に取り上げられよう。

1. 共同研究や受託研究の支援・管理

受入れの窓口業務、共同・受託研究実施に関わる交渉と契約の締結、共同・受託研究のマネージメント（研究費等の管理を含む）

2. 発明の発掘および審査

各研究室を訪問して発明の発掘、発明者へのヒアリング 等

3. 特許出願支援

先行技術調査およびマーケティング 等

4. 特許の管理

出願手続き、審査請求に係る審議・決定とその手続き、中間処理、登録・権利維持に係る手続き、外国出願に係る審議・決定とその手続き、各拒絶査定対応 等

5. 技術移転

ライセンス活動、契約に関する交渉、契約の締結、契約の管理業務、実施補償業務、市場性調査、技術の紹介、秘密保持契約、特許の開示、オプション契約
実施許諾契約、展示会の主催 等

6. ベンチャー支援

起業相談、支援、企業後の支援

7. 補助金申請

マッチングファンド等各補助金への申請支援と補助金管理

8. その他

広報（パンフレット・ポスター・HP運用管理）、教育・啓発、技術移転人材の育成

いずれの業務も相互に密接に関連しており、知財本部がこれらを掌握し、こちらはTLOが実施するといった業務分担の境界が明確なものではないことは明らかである。

最近、大学とTLOの連携強化が声高に論じられるようになってきた。特に国の知的財産戦略本部（平成18年6月8日決定）によれば、「大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化を進める」としており、以下の内容からなる。

「大学知財本部・TLOについて、大学等の知財活動の中長期的に強化するために、2006年度中に産学の幅広い関係者の意見を聴取し、両者の業務に関する評価・分析を行うと共に一本化や一層の連携強化のための方策を検討し公表する。また、各大学およびTLOにおいて、それを参考に自ら最適な体制を構築するように促す。」

すなわち、知財・技術移転を担う部署（知財本部・リエゾン・ベンチャー支援・技術移転部門（TLO））の統括的なマネージメント体制やハイレベルな連携システムの構築および、その運用が期待されている。

このような中で、大学知財本部および広域型も含んだ承認TLOの会員組織である有限責任中間法人「大学技術移転協議会」（UNITT）の果たす役割が期待されるところであるが、承認TLOの現状を報告し各々のタイプにおけるメリット・デメリットを明確にし、

各々のリスクを相互支援の中から排除すべき施策を講じる必要があろう。なお、大学は自らの判断に責任を持ち意思決定の速効性が求められていることは言うまでもない。

東京大学国際・産学協同研究センターの渡部俊也教授の指摘によれば、承認TLOは以下のように分類できるとしている。

1. 内部一体型
2. 外部一体型：大学法人外に株式会社や公益法人などの形でTLOが存在しているが特定大学のための技術移転を行っている。
3. 広域型：複数の大学の発明を取り扱っている。

なお、外部一体型の中で知財およびTLOともに外部組織である完全外出し型とTLOのみを外出し型としている形態がある。

それぞれの特徴および課題は以下の通りである。

1. 内部一体型

- ・大学における知財の一元化が可能。
- ・知財の帰属先や企業との契約関係が分かりやすい。
- ・TLO活動の財源確保が比較的容易。

課題として指摘されることは・・・

- ・人事の機能的登用やインセンティブ、自主性と自由度が低い。
- ・意思決定の迅速化と効率が把握しにくい。
- ・訴訟のリスクやライセンスの可能性が低く研究成果を過剰に出願する可能性ある。

2. 外部一体型

- ・両者が同じ方針で比較的活動しやすい。
- ・両者の業務分担が分かりにくい。
- ・訴訟のリスクを回避しやすい。

課題として指摘されることは・・・

- ・TLO活動の財源確保が比較的容易。
- ・対外的に二重構造との指摘。
- ・一貫した業務機能を発揮しにくく経営基盤脆弱、責任主体の問題がある。

3. 広域型

- ・訴訟リスクを回避しやすい

課題として指摘されることは・・・

- ・大学とTLOとの協力体制が取りにくい。
- ・大学にとってはTLOのマネジメントがしにくい
- ・各大学の秘密情報を持つこととなり情報の漏洩リスクがある
- ・大学ごとのポリシー技術移転への対応の必要があり、きめ細かい対応がしにくい。

最近の文部科学省の調査によれば、特に外部（広域・財団）でライセンス活動に偏った連携となっており、発明の発掘、ヒアリング段階では大学と連携している場合が20%未満と少ない、と報告している。

また、承認TLOの経営状況の指標である利益についても調査報告があるが「経常利益」の平均は、△13,082千円であり、経常利益が黒字の機関は41機関中23機関になっている。「経常利益」から国都道府県の助成金を除いた場合の平均は△34,347千円であり、黒字の機関は41機関中4機関に過ぎない状況にある。

更には、連携強化の一例として国立大学法人にける最近の動向を示せば、千葉大学が佐賀大学に続きTLOを設立（内部TLO）し、東京工業大学においては外部TLOの理工振会から業務移転し内部化を計画、新潟大学では（株）新潟ティーエルオーに対して出資した事例が挙げられている。

内部一体型が多く見られる私立大学の場合では、外部TLOに業務を移管し分社化しつつ、業務効率優先では無く、大学そのものの財政負担軽減等を狙うことも考えられている。

繰り返しとはなるが、大学は自ら責任のもと判断し、行動する強い組織創りを求められる事が必至である。

IV. 国への提言

国等の知的財産戦略政策に対する提言

わが国が「知的財産立国」を目指すにあたり、国際社会の変化、特にアジア諸国の急激な成長等に柔軟かつ創造的に対応し、世界に通用する多様な「知」を生み出していくことが大学に求められている。そして、多様で柔軟な教育研究環境を有する私立大学こそ、多様な研究成果を生み出し、創造性豊かな人材を育成して社会に貢献していく知的創造の場でなければならない。

その意味において、私立大学の教育研究から創出され、保有する資源を有効に活用することは、わが国の人材育成及び知的財産の拡充をもたらす上で必要不可欠であり、ひいては知的財産戦略の国家的な推進を図る上での必須条件といえる。

知的財産基本法に定める「大学等の責務等」（第7条）を果たすため、「国の責務」（第5条）及び「地方公共団体の責務」（第6条）として知的財産に関する今後の施策、予算措置及び税制上の適切な措置による着実な環境整備や支援措置を期待するとともに、知的財産推進計画の担い手である私立大学として、特に以下の事項を提言する。

- (1) 私立大学の専門職大学院等に対する国等の支援強化
- (2) 大学が負担する登録申請等費用に対する国等の支援措置
- (3) 技術移転機関（TLO）等に対する財政支援の拡充
- (4) 技術移転機関（TLO）に関する税制の抜本的改正
- (5) 実施許諾の意思を登録する制度の導入
- (6) 知的財産に関する組織・体制を整備する私立大学への支援
- (7) 国際化への支援

(1) 私立大学の専門職大学院等に対する国等の支援強化

知的財産立国を実現するためには、知的財産を創造する担い手の育成とともに、知的財産の活用に関与する高度な専門サービスを提供する専門家を養成し、その者達が活躍する機会を重層化することが急務となっている。

これまでに開設された法科大学院では、知的財産法関連科目がすべての法科大学院に設置され、その中では米国の法学修士コース（LLM）を参考とした知的財産教育を構築しようとする大学もある。あわせて知的財産に関する専門職大学院（MIP）の開設、知的財産の価値評価手法に係る知的財産の戦略的活用に伴う人材育成を含む会計専門職大学院の設置とともに、大学において知的財産教育研究支援プログラム・プロジェクトが行われている。また、技術経営（MOT）プログラムの受講者（約4,000人：平成17年11月時点）を平成19年度までに1万人とする目標に向け、技術の標準化をはじめMOTプログラムの開発に向けた取り組みも行われている。一方で、知的財産戦略本部でとりまとめられた「コンテンツビジネス振興政策—ソフトパワー時代の国家戦略」を受け、集中的に施策が実施されているが、すでにコンテンツに関係する人材を育成する教育プログラム、専門職大学院、大学がある。既存系の大学院、学部の再編成も視野に入れた、知的財産に関わる人材を育成するための、新たな試みが開始されている。

このような知的財産関連の人材育成の動きが進展するなか、知的財産に関する専門的知識や能力を有する人材の育成、確保及び資質の向上を図る観点から、私立大学が設置する法科大学院をはじめ技術経営に関する専門職大学院、知的財産専門職大学院、会計専門職大学院、及び当該分野における私立大学の取り組みに対し、国等における一層の支援策の強化を図る必要がある。

（２）大学が負担する登録申請等費用に対する国等の支援措置

私立大学において創造された知的財産が、学内規程等の定めにより当該大学に帰属する場合、大学が負担することになる出願料、審査請求料、特許料等、権利の取得や維持管理にかかる費用は相当な額となり、知的財産の保護及び活用に重大な支障をきたすことになりかねない。

現在、独立行政法人の国立大学法人及び国立大学法人承認TLOが、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの間に行った特許等の出願に関しては、出願料だけでなく、その後の審査請求料、特許料の特許庁への支払いの全額免除（学校法人は審査請求料および特許料（1～3年分）の半額軽減）の措置がとられているが、国とは独立した存在となった国立大学法人と同様の措置を、学校法人に対しても求めたい。

国立大学法人と同一の減免措置が採用されない場合には、権利の取得や維持管理に必要な費用について、積極的に支援する施策の導入が必要である。また、技術領域によっては、国際出願に伴う出願費用や特許料等維持管理のための費用を支出する必要性が認められる場合があり、この場合の支援策の導入も同時に期待される。

（３）技術移転機関（TLO）等に対する財政支援の拡充

大学等技術移転促進法が施行（平成10年5月）されて以降、TLOの整備が進展し、現在では文部科学大臣及び経済産業大臣から承認を受けたTLOが41（平成17年9月現在）存在する。TLOの業務は技術移転支援業務をはじめ、創業支援を含めた技術シーズを事業化に結びつける業務など広範で多岐にわたっている。承認TLOでは、大学等技術移転促進法に基づく補助金の交付及び産業活力再生特別措置法に基づいた特許料等の減免等の支援措置が受けられる。前者は補助金交付期間が5年間、補助率は3分の2以内（年間3,000万円を上限）となっているが、TLOの業務が広範・複雑化するなか、補助金交付支援期間が経過した後は全額を大学が負担することとなる。また、特許の維持・管理に関する経費負担が増大していること等もあり、取り組みを圧迫しかねない。

また、文部科学省「平成16年度大学等における産学連携等実施状況について」によると、私立大学等（短期大学を含む）では、今後、大学知的財産本部等の知的財産にかかる管理活用体制を整備予定の大学が66大学ある。この調査結果から、今後、新設されるTLOや知的財産本部等に対して、知的財産推進計画に謳われているとおり、引き続き大学等技術移転促進費補助金の拡充を望みたい。

（４）技術移転機関（TLO）に関する税制の抜本的改正

大学等の機関は、付加価値の高い知的財産を創造し、それらを社会へ還元する役割を担うことが期待されている。その機能を十分果たすため、知的財産の活用や円滑な流通を図る観点から、特色と多様性を持つ私立大学の技術移転機関（TLO）に対しては柔軟な支援が求められており、その一環として税制上の措置を抜本的に改正する必要がある。特に、大学等技術移転促進法の指針（「特定大学技術移転事業の実施に関する指針」）で定めているライセンス収益（実施料等の収益）の大学への還元については、税法上の非課税扱いとする措置を講ずる必要がある。

（５）実施許諾の意思を登録する制度の導入

知的財産の活用に資する施策の一つとして、イギリス、ドイツ、フランスといった欧州諸国において、すでに開発された技術の実施強化を通じ、自国の産業競争力を強化する観点から導入している「自発的実施許諾制度」がある。この制度は「特許権者等が特許庁に対し、何人にも特許発明等の実施許諾を行う意思を表明し、その効果として、以後特許権者等の納

付すべき特許料を半額に軽減する制度」として紹介されている。この制度のメリットは、自己の特許発明を実施しうる資力のない特許権者や、自己の特許発明の実施に当面興味のない特許権者に、国家から自己の特許発明の実施を公衆に開放したことに対する特許料軽減という補償と、実施許諾がなされることによる実施権者からの特許実施料の取得という補償を与えるものである。

わが国においても、この制度を導入することによって、特許権者となり得ても、自ら当該特許を実施することの少ない大学の特許維持に関する費用負担の軽減を図ることが可能となり、かつ大学としての社会貢献・公共性の観点から、特許権の活用で大きな役割を果たすことが一層可能となる。さらに、特許出願において、自己の特許発明を実施することの資力の乏しい者にもメリットを享受できることから、わが国における大企業中心の政策の転換を図る契機となることが期待できる。知的財産推進計画において、この制度（同推進計画では「実施許諾の意思を登録する制度」という。）の導入についても引き続き検討を行う方針が打ち出されていたが、特許の流通・活用を促すためにも「自発的实施許諾制度」の早期導入が期待される。

（６）知的財産に関する組織・体制を整備する私立大学への支援

大学知的財産本部整備事業をはじめ、知的財産に関する組織・体制の整備が進展するなか、今後、知的財産に関する組織・体制を整備する私立大学の増加が予測される。各大学による自主的な取り組みを促す観点から、政府として知的財産に関する組織・体制を整備するための一定の指針・ガイドラインを設定されたい。

また、知的財産に関連する組織・体制の整備が困難な大学や個々の大学では対応できない知的財産活動を支援するため、知的財産活動を一括して取り扱う全国的又は一定の地域における支援組織の整備が望まれる。

（７）国際化への支援

特許制度は属地主義に基づいているので、特に重要発明に関しては、国内出願だけでは意味をなさず、海外出願が必要である。そのため、すでにJ S T（科学技術振興機構）は、大学等に対し海外出願費用の補助をしているが、現状、各大学での国際的な活用に向けた取り組みは活発とは言えず、大学単独出願の多くについて具体的な活用先を見出していない状況となっている。その原因は、活用のためのマーケティングそのものの困難性と、大学の費用負担能力の問題である。前者については、海外で、具体的に潜在的ライセンスを発見し（マーケティング）、コンタクトし、またコンタクトした場合の契約交渉などは、事業を行う企業でも難しいが、国際ビジネスのノウハウ、人材あるいは定常的な海外の足場を持たない大学では、なおさら難しく、ほとんど独自にはできないといつてよい。

そこで、政府関係機関には、①国際市場で知的財産を流通させる機会と場の提供に対する支援策（例えば、大学共同による欧米でのジャパンパテントフェアの開催支援や、A U T M、L E S総会などライセンス関係者の集まる有力イベントでの発表やブース出展支援など）、②国際化を推進する人材育成に関する支援策（国際化を推進する人材に求められる技術、知識、能力などの標準化、キャリアパスの提示、産業界と連携して人材育成を行う取り組みについての政策化など）、③国際化を推進するシステムの構築に対する支援（国内外での優良マーケティング委託先の育成・紹介、国際化を推進できる専門人材のプール、スキル習得のための研修実施など）、④海外特許出願に対する財政的支援策の拡大などを早急に調査研究することを希望する。また、積極的に方策を創案し、取り組みを実施する大学への財政的援助を望みたい。

V. 知的財産に関するQ & A

Q & A一覧

〔知的財産一般について〕

- Q 1 知的財産とは何ですか。
- Q 2 「I P」とは何の略語ですか。
- Q 3 大学における知的財産としてはどのようなものが考えられますか。
- Q 4 知的財産権には、どのようなものがありますか。
- Q 5 知的財産権が侵害された場合、どのような救済方法がありますか。
- Q 6 知的財産はすべて大学に届け出なければならないのでしょうか。
- Q 7 大学名も知的財産として保護されるのですか。
- Q 8 大学として、学生が作成したデザインを知的財産として登録できますか。

〔著作権について〕

- Q 9 著作権とはどのような権利ですか。
- Q 10 著作権が制限されるのは、どのような場合ですか。
- Q 11 図書館において雑誌に掲載されている論文を全部コピーすることはできますか。
- Q 12 コンビニに設置されている文献複写機で著作権者に無断でコピーすることができますか。
- Q 13 他人の著作権を引用する場合に留意すべき点は何ですか。
- Q 14 著作者人格権とはどのような権利ですか。
- Q 15 職務著作とは何ですか。
- Q 16 どのような場合に著作権侵害になりますか。
- Q 17 著作権が侵害された場合、どのような救済方法がありますか。
- Q 18 学生が、大学内のウェブページや電子掲示板で、著作物を著作者の許諾なしにアップロードして公開した場合には、大学にも何か責任が生じますか。
- Q 19 授業で、各種著作物のコピーを配布することは許されますか。各種著作物を一部編集して（使用部分だけを切り貼りする等）して配布することは許されますか。
- Q 20 授業で、DVD等の映画を許諾なしに上映することは許されますか。DVD等の映画を許諾なしに一部編集して上映することは許されますか。
- Q 21 社会人のための公開講座で、各種著作物のコピーを配布することは許されますか。
- Q 22 入学試験の問題に各種著作物を利用するときに、一部を空欄にするなど文章に手を加えることは許されますか。その場合、著作者の許可が必要ですか。各種著作物を利用した入学試験の問題を出版することはできますか。
- Q 23 大学での試験、研究、教育では、他人の特許を無断で使用できるのですか。

〔特許権について〕

- Q 23 特許権とはどのような権利ですか。
- Q 24 大学での試験、研究では、他人の特許を無断で使用できるのですか。
- Q 25 発明とはどのようなものをいうのですか。
- Q 26 特許を受けるためには、どのような要件が必要ですか。
- Q 27 出願前に学会等で発表した場合、問題が生じますか。
- Q 28 発明者とは、誰を指しますか。
- Q 29 職務発明とは何ですか。
- Q 30 特許取得までの経緯はどのようなものですか。
- Q 31 特許権が侵害された場合、どのような救済方法がありますか。
- Q 32 大学の研究による発明では、誰が発明者となるのですか。
- Q 33 共同研究の場合の発明の取り扱いはどうなるのですか。
- Q 34 委託研究の場合の取り扱いはどうなるのですか。

- Q35 大学院学生や学生の発明の取扱いはどうなるのですか。
Q36 特許権収入はどのように配分されますか。
Q37 大学に届けずに権利化となった特許はどうすればいいですか。
Q38 不実施補償とは何ですか。
Q39 不実施補償がないと企業との契約ができないのですか。
Q40 なぜ職務発明規程が必要なのでしょう。
Q41 職務発明の対象となる研究とは何でしょうか。
Q42 職務発明規程が商標を対象としていないのはなぜでしょうか。
Q43 権利の帰属が大学となると発明者は損をしませんか。
Q44 大学における教職員の発明の対価はどう決まるのですか。
Q45 大学を卒業したり退職した後も権利は保障されますか。
Q46 他大学に移籍したり定年退職等で大学から発明者が出て行く場合、知的財産に関連してどのような手続きが必要ですか。
Q47 留学生が研究していた内容で大学が特許を取得しました。その留学生が帰国する際、どのように発明の対価を補償すれば良いですか。
Q48 利益相反とは何ですか。
Q49 具体的には、どのようなことが利益相反に該当すると考えられますか。

〔その他の知的財産について〕

- Q50 「意匠」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。
Q51 「商標」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。
Q52 「営業秘密」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。
Q53 「育成者権」とは何ですか。大学はどのような関わりがありますか。

〔出願の手続き、企業との共同研究等について〕

- Q54 知り合いの弁理士に出願をお願いしてもよいですか。
Q55 企業に出願手続きをまかせたので発明届けの必要はありませんか。
Q56 出願にはどのくらいの費用がかかりますか、それは自己負担ですか。
Q57 特許の出願、権利化、維持にはいくら位かかりますか？ また、大学への優遇措置や、資金援助があれば教えてください。
Q58 出願後に、発明を補正できますか。その手続きはどうすればいいですか。
Q59 外国出願の方法について、教えてください。J S Tの補助があると聞きましたが、どのような内容ですか。
Q60 企業と特許を共有するときの留意点は何ですか。
Q61 大学と企業が特許権を共有している場合、どのような制約がありますか。
Q62 大学が企業と共同研究をおこなう場合、何に注意が必要ですか。
Q63 企業との共同研究に学生を参加させる際の学生の処遇（学生との契約等）はどうすればよいでしょうか。
Q64 海外の大学・研究機関と共同研究を実施中で、知的財産が創出されつつあります。国家間の権利管理と調整について、どのような機関に相談すべきですか。

〔学生との関係等について〕

- Q65 大学は学生の発明を当然に承継できるのですか。
Q66 大学教員と学生との共同研究の場合、学生の権利はどうしたらよいですか。
Q67 研究室での秘密情報の管理には、どのような注意が必要ですか。
Q68 産学連携を行っている教員、学生、ポスドクなどがうっかりと技術情報を漏らしてしまった場合、大学はどこまでの責任を取るべきですか。

〔知的財産一般についてのQ & A〕

Q 1

知的財産とは何ですか。

A. 発明、考案、著作物、植物品種、意匠、回路配置など、人の創造的活動によって生み出され、産業活動を行うことにより価値を生み出すものとなるものです。尚、営業標識である商号、商標なども知的財産に含まれます。

Q 2

「I P」とは何の略語ですか。

A. Intellectual Propertyの略語で「知的財産」、「知的財産権」の意味で使われます。

Q 3

大学における知的財産としてはどのようなものが考えられますか。

A. 研究成果に基づいた発明や考案、著作、意匠はもとより、研究から生み出されたサンプル、ノウハウなども含めて多くのものが考えられますまた、その他に大学の名称や愛称が商号や商標となりえます。

Q 4

知的財産権には、どのようなものがありますか。

A. 知的財産基本法に定義されていますが、特許権、実用新案権、著作権、育成者権、回路配置権、意匠権、商標権その他の知的財産に関して法令に定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利があります。

Q 5

知的財産権が侵害された場合、どのような救済方法がありますか。

A. 民事的な救済方法として、侵害行為の停止や予防を請求できます。更に損害賠償や、不当利益の返還を請求することができます。また、（故意に）権利を侵害した場合には、侵害者に懲役または罰金の刑事罰が科せられることもあります。

Q6

知的財産はすべて大学に届け出なければならないのでしょうか。

A. 大学の就業規則、発明規程等の諸規則によって異なる場合もありますので確認した方が良いでしょう。

Q7

大学名も知的財産として保護されるのですか。

A. 商号や商標として登録することができます。登録することにより、大学に関係の無い他の団体等が大学の許可を得ずに、勝手に大学名を使用することができなくなります。

Q8

大学として、学生が作成したデザインを知的財産として登録できますか。

A. デザインは意匠登録することができますが、登録を受ける権利を大学が承継することに学生が同意している必要があります。尚、大学独自の就業規則、発明規程等の諸規則によって異なる場合もありますので確認して下さい。

〔著作権についてのQ&A〕

Q9

著作権とはどのような権利ですか。

A. 著作権の概念の中に、著作者人格権と著作財産権を含めて、一元的に構成する国もありますが、わが国著作権法は、著作者の権利として著作者人格権および財産権としての著作権に分ける（著作権法第17条1項）二元的構成をとっています。著作権とは著作財産権を意味します。

著作権は著作物を排他的独占的に利用する権利であります。著作者は、著作物を自ら出版したりすることは少ないので、著作権とは自己の著作物を他人が利用することについて許諾を与えたり、禁止する権利であるとも言われています。

特許権は、特許出願して特許庁の審査を受け、設定登録によって発生しますが、著作権は、国が関与することなく、著作物の創作と同時に発生する無方式主義を採用しています（同第17条2項）。特許権は絶対的な排他的独占権ですが、著作権は相対的な排他的独占権です。著作権は他人が模倣した場合には効力が及びますが、他人が独自に作成したものがたまたま同じ著作物であった場合には効力が及びません。

著作権法は、各種著作物の利用態様に応じて、具体的に限定列挙しています。21条以下に複製権、上映権、演奏権、上映権等を定めており、これら支分権の総体を著作権としています。

Q10

著作権が制限されるのはどのような場合ですか。

A. 著作権は、著作物を排他的独占的に利用する権利であるので、他人の著作物を利用する場合には、原則として著作権者の許諾が必要であり、無断で利用することは著作権の侵害になりますが、著作権法は一定の場合に限って著作権を制限しています。

著作権法は、教育のための利用、公共のための利用等のように著作物を特定の目的のために利用するときには著作権の効力を制限して、著作物を自由にできる場合を30条以下に規定しています。これには、私的使用のための複製、図書館等における複製、教科用図書等への掲載等があります。

著作権が制限されるからといって、著作者人格権まで制限されるものではありません。(著作権法50条)

Q11

図書館において雑誌に掲載されている論文を全部コピーすることはできますか。

A. 図書館等は非営利事業として、利用者の求めに応じて、その調査研究用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を1人につき一部提供する場合に、所蔵する図書館資料を用いて著作物を複製することができます(著作権法31条1号)。

図書館としては、国会図書館、大学の図書館等が指定されており、図書資料としては、図書、雑誌、CD、DVD等をいいます。複製が許されるのは、公表された著作物に限られ、調査研究の用に供するためであるから、娯楽目的の場合は除かれます。また、複製は、著作物の一部分に制限されており、原則として著作物の半分以下であると解されています。ただし、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部の複製が認められています(著作権法31条1号カッコ書)。

雑誌に掲載されている論文の半分以下はコピーすることができます。なお、雑誌等の定期刊行物の場合には、次号が発行されるまでは論文の半分以下ですが、次号が発行され、前号の雑誌の入手が困難な場合には、論文の全部をコピーすることができます。

Q12

コンビニエンス・ストアに設置されている文献複写機で著作権者に無断でコピーすることができますか。

A. 他人の著作物であっても、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、その使用をする者は複製することができます(著作権法第30条1項柱書)。複製をすることができるのは複製物をする本人に限られています。しかし、公衆の使用に供することを目的として設置されている複製機器を用いて複製する場合には、私的使用の場合でも著作権者の許諾を必要としています。(著作権法39条1項1号)。自動複製機器とは、複製の機能を有し、これに関する装置の全部または主要な部分が自動化されている機器をいいますが、もっぱら文書または図画の複製に供するものを含まないものとしています(同附則5条の2)。

文献複写機は、当分の間、自動複製機器に含まれないことになっているので、コンビニエンス・ストアに設置されている文献複写機器を用いて行う私的利用のための複製は、著作権者に無許諾、無償でできます。

Q13

他人の著作物を引用する場合に留意すべき点は何ですか。

A. 公表された著作物は、引用して利用することができます。「この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」（著作権法第32条1項）と規定されています。引用とは、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物の全部または一部を自己の著作物中に採録することであるといわれています。

引用の要件としては、①引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物が明瞭に区別されていること、②引用して利用する側の著作物が主であり、引用されて利用される側の著作物が従であることを要すると解するのが裁判例です。主従の関係は、引用の目的、両著作物の性質、内容、分量等によって判断されます。この①明瞭区別性、②主従関係のほか、③引用の必要性・必然性、④引用する分量は必要最小限であることを要件とする見解もあります。なお、引用されて利用される側の著作物の出所を明示しなければならないとしています（同48条1項1号）。

Q14

著作者人格権とはどのような権利ですか。

A. 著作者は、財産権である著作権とともに著作者人格権を享有します（著作権法第17条2項）。著作者人格権は著作権と同様に登録することなく権利が発生します（無方式主義）。著作者人格権は著作者がその著作物について有する人格的利益の保護を目的とする権利です。

著作者人格権は著作者の一身に専属し、譲渡することができません（同第59条）。したがって、著作者が死亡すれば著作者人格権は消滅します。しかし、著作権法は著作者の死亡後においても、著作者が生存していたとすればその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない旨定めています（同第60条）。

著作者人格権として、①公表権（同第18条）、②氏名表示権（同第19条）、③同一性保持権（同第20条）があります。同一性保持権とは、著作者がその著作物および題号の同一性を保持するもので、意に反して、その変更、切除その他の改変を受けない権利をいいます。著作物を改変する場合には、著作者の同意が必要ですが、著作物の性質ならびにその利用の目的および機能に照らしてやむをえないと認められる程度の場合には同意の必要はありません（同第20条2項）。

Q15

職務著作（法人著作）とは何ですか。

A. 著作権法15条1項は、法人その他使用者（法人等）の発意に基づき、その法人等の業務に従事するものが職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義のもとに公表するものの著作者は、その作成のときにおける契約・勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人とする旨規定しています。これは、職務上作成された著作物について、一定の要件のもとで法人等を著作者とするものであります。

著作権者の要件としては、①法人等の発意に基づくものであること、②法人等の業務に従事するものが職務上作成するものであること、③法人等が自己の著作の名義のもとに公

表するものであること（法人等の名義で公表する予定であること）、④著作物作成時における契約等において、作成者を著作者とするような別段の定めがないことを要します。プログラムの著作物については、上記要件のうち、③は必要でないことにしています（著作権法第15条2項）。これらの要件を備えたときには、法人等が著作者として、著作者人格権および著作権を享有します。

Q16

どのような場合に著作権侵害になりますか。

A. 他人の著作物を利用する場合には、原則として著作権者から著作物について利用の許諾を得て、その許諾の範囲内で利用することを要します（著作権法同63条1項、2項）。著作権が制限される場合を除いて、著作権者の許諾を得ないで著作物を利用すると著作権の侵害になります。

既存の著作物と同一または類似の著作物を創作しても、既存の著作物に依拠していないときには著作権の侵害にはなりません。既存の著作物と同一または類似の著作物であっても、既存の著作物とまったく関係なく、独自に創作したときには著作権の侵害にはなりません。著作権の侵害とは、既存の著作物に依拠したこと、および既存の著作物と同一または類似していることを要します。

次の行為は、著作権を侵害するものとみなされています（同第11条）。

- ①国内において頒布する目的で、輸入時に国内で作成したならば著作権の侵害となるべき行為によって作成されたものを輸入する行為
- ②著作権を侵害する行為によって作成されたものを情を知って、頒布し、もしくは頒布の目的を持って所持し、または業として輸出し、もしくは業としての輸出の目的を持って所持する行為

Q17

著作権が侵害された場合、どのような救済方法がありますか。

A. 民事上の救済としては、差止請求権、損害賠償請求権、不当利得返還請求権等があります。

差止請求権

著作権者等は、著作権等を侵害する者または侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止または予防を請求することができます。この請求をするに際して、侵害の行為を組成したもの、侵害の行為によって作成されたものまたは専ら侵害の行為に供された機械等の破棄、その他の侵害の停止等の請求をすることができます（著作権法112条）。

損害賠償請求権

著作権者等は、故意または過失により、その著作権等を侵害した者に対し、その侵害によって受けた損害の賠償を請求することができます。損害の額を立証することは困難ですので、著作権法は次のような特別規定をおいています。

- ①侵害者の譲渡数量に著作権者等の単位数量あたりの利益額を乗じた額を損害額とすることができる（同第114条1項）
- ②侵害者の利益額を著作権者等の損害額を推定する（同条2項）、
- ③著作権の行使につき受けるべき金銭の額を最低限として請求できる（同条3項）等です。

Q18

学生が、大学内のウェブページまたは電子掲示板で著作物を著作権者の許諾なしにアップロードして公開した場合には、大学にも何か責任が生じますか。

A. 他人の著作物を許諾なしに複製しても、私的使用を目的として複製する場合には著作権を侵害することにはなりません（著作権法第30条1項）。しかし、電子掲示板に他人の著作物を許諾なく掲載することは、公衆からの求めに応じ、自動的に公衆送信しうるような状態におくことであり、送信可能化権を侵害することになります（著作権法第23条）。

公衆送信のうち、公衆からの求めに応じて自動的に行うものを自動公衆送信といい、サーバーへのアップロードが行われた時点で、現実には未だ公衆への送信がなくても、著作物が公衆に利用可能な状態にする行為にも、著作権者に公衆送信権侵害として、その差止の請求を認めています。

他人のウェブページにリンクを張ることは基本的には著作権を侵害することにはなりません。しかし、他人の著作物であるのに、リンクを張った者の著作物のように受信者に誤解させるようなリンクの張り方をした場合には、公衆送信権侵害が問題になると思われます。著作権の侵害がなされているウェブページにリンクを張っている場合にも問題になることがあると思われます（わいせつ情報を公開しているウェブページにリンクを張る行為をわいせつ物公然陳列罪の幫助犯になるとの判決があります）。

したがって、大学が管理者として責任を問われる場合があることも考えられます。

Q19

授業で、各種著作物のコピーを配布することは許されますか。

各種著作物を一部編集（例：使用部分だけを切り貼りする等）して配布することは許されますか。

A. 学校その他の教育機関において教育を担当する者および授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合は、必要と認められる限度において公表された著作物を複製することができます（著作権法第35条1項本文）。

複製できる教育機関とは、営利を目的としない教育機関であり、国公立の小学校、中学校、高等学校、大学等が含まれます。複製できるのは公表された著作物です。著作物は書籍に限らず、その種類は問いません。複製の目的は、授業の過程における使用に限られ大学の場合には、講義、実験、実習、ゼミ等が含まれると解されています。作成された複製物は、学生等へ譲渡することもできます（同第47条の3）。

著作物の一部を複製して、学生に配布することはできますが、当該著作物の種類および用途ならびにその複製の部数および態様に照らし、著作権者の権利を不当に害することとなる場合は認められません。多数の学生に配布することは認められていないといわれています。著作物を翻訳、編集、変形又は翻案して複製することはできます（同第43条1号）が、編集して配布することは問題になることがあります。

Q20

授業で、DVDなどの映画を許諾なしに上映することは許されますか。
DVD等の映画を一部編集して上映することは許されますか。

A. 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、許諾なしに公に上演、演奏、上映等することができます（著作権法第38条1項）。

許諾なしに上映できるのは、営利を目的としないことが要件になっています。営利目的か否かは、直接の営利目的ではなくても、間接的に営利につながるか否かで判断されます。無料の試写会であっても宣伝用の場合には営利目的であるといえます。次に、聴衆または観衆から料金を徴収しないことが要件となっています。料金とは、いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供または提示につき受ける対価をいいます（同第38条1項カッコ書）。

私立大学の授業においても、DVD等の映画を許諾なしに上映することは許されます。しかし、映画を一部編集することは同一性保持権を侵害することもありますので、著作者の同意なしに上映することは許されないこともあると解されます。

Q21

社会人のための公開講座で、各種著作物のコピーを配布することは許されますか。

A. 営利を目的としない学校その他の教育機関において教育を担当するものおよび授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができます（著作権法35条1項本文）。

教育機関とは、教育に関する事業を行うことを目的として専属の施設・設備および教職員を備え、かつ、管理者の管理の下に自ら作成したカリキュラムにしたがって継続的に事業の運営を行う非営利目的の機関であると解されています。したがって、単発的に行う講座、研修会は含まれないといわれています。

これに対し、公開講座の開設形態には多種多様なものがあり、あくまでも大学の社会的使命として公益目的で公開講座を行っている場合には、非営利目的あり、法の解釈運用がより弾力的になされることが求められるとの見解があります。

「授業の過程」をどのように解するか問題となります。授業に用いるための複製に限るのか、それとも公開講座も含むと解するのか、見解が分かれています。年間のカリキュラムを組んで継続的に教育を行う場合に限るのか、それよりも広く、社会人の公開講座も著作権法35条1項に含めて考えるのかによって異なります。

Q22

入学試験の問題に各種著作物を利用するときに、一部を空欄にするなど文章に手を加えることは許されますか。その場合、著作者の許可が必要ですか。
各種著作物を利用した入学試験の問題を出版することはできますか。

A. 公表された著作物については、入学試験等の目的上必要と認められる限度において試験の問題として複製し、または公衆送信することができます（著作権法第36条1項）。

複製又は送信が認められるのは公表された著作物であり、種類を問いません。各種著作物を複製することができますが、その範囲は、試験の目的上必要と認められる限度であることを要します（同第48条1項3号）。

著作物を複製する場合に留意すべき点は、同一性保持権（同第20条）問題です。著作権者に許諾なく文章を改変して、次の文章の誤りを正せというような出題をする場合には、同一性保持権を侵害することにもなります。一部を空欄にする場合には、著作権者の許諾は必要ないものと思われます。

入学試験の問題集を出版する場合にまで、著作権法36条の適用を受けるものではありません。試験問題集を出版する場合には、試験問題として利用された著作物の著作権者の許諾を必要とします。

〔特許権についてのQ&A〕

Q23

特許権とはどのような権利ですか。

A. 特許権とは、発明の保護及び利用を図ることにより発明を奨励して産業の発達に寄与する目的で、発明を公開した者に対して、一定の期間に限って特許法が認める特許発明に対する排他的独占権です。特許法が排他的独占権を付与する発明は、自然法則を利用した技術的思想のうち高度のものでなければならず、かつ、特許要件を充たすものでなければなりません。発明者が特許権を取得するには、自己の発明について特許庁に特許出願手続をし、審査を経て、特許権の設定登録を受けなければならず、設定登録後、原則として出願から20年間存続します（延長制度あり）。特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有することとなります（特許法第68条）。存続期間が満了した後は、その発明は公有に帰することとなり、誰でもその発明を利用することができます。

Q24

大学での試験、研究では、他人の特許を無断で実施できるのですか。

A. 特許権は排他的独占権ですが、特許法は特許権の効力が及ばない範囲を定めています。試験、または研究のための実施は、技術発展のために必要であり、特許権者の利益を害することもないので、特許権の効力は、試験または研究の効力のためにする特許発明（特許を受けている発明）には及ばないものとしています（特許法第69条1項）。

試験または研究のためには、試験または研究としての意味です。特許発明の改良を目

的となされるもののみでなく、無効審判を請求するための試験または研究も含まれます。試験または研究の結果生産されたものを業として販売する行為については特許権の効果が及び、特許権の侵害になります。試験または研究としてする特許発明の実施は、無断で行うことができます。

Q25

発明とはどのようなものを言うのですか。

A. 発明とは、特許法上は、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」と定められています（特許法第2条1項）。したがって、自然法則自体は勿論、自然法則を利用しない暗号方法、計算方法や広告方法や、自然法則に反する永久機関などは発明とはいえません。技術的思想ですから、課題とその課題解決手段（方法）および作用効果がなければならず、一定の反復可能性、客観性、実施可能性がなければなりません。創作とは、すでに存在するものの認識である発見であってはならないという意味です。高度のものというのは、作用効果が著しいことをいいますが、むしろこの要件は実用新案法で保護される考案との違いを明確にしようとしたものです。

Q26

特許を受けるためには、どのような要件が必要ですか。

A. 発明について排他的独占権である特許権が付与されるためには、発明の要件を充たすだけでなく、さらに特許法が定める特許要件を充たすものでなければなりません（特許法第29条および32条）。その第1の特許要件として、発明が産業上利用できるものでなければなりません。第2の特許要件として、発明は新規性がなければなりません。新規な発明とは、特許出願前において日本国内および外国において公然と知られうる状態になった発明（公知発明）、知られうる状態で実施された発明（公然実施発明）、そして刊行物・インターネットに掲載された発明ではないことをいいます（同第29条1項1号・2号・3号）。第3の要件として、発明には進歩性がなければなりません（同第29条2項）。進歩性とは、発明の課題解決の困難性をいいます。進歩性のない典型例として、単に公知技術を寄せ集めたにすぎないもの、単に構成要素を置換したにすぎないもの、単に転用したにすぎないものなどがあります。第4の要件として、発明が先願の特許請求の範囲には記載されていないが明細書や図面のいずれかに記載されているものと同一発明でないことが求められます。第5の要件として、発明が公序良俗に反したり、公衆衛生を害するおそれのないことです。

Q27

出願前に学会等で発表した場合、問題が生じますか。

A. 発明者が、自己の発明について特許出願前に学会等で発表すると、前述の特許要件中の新規性を失うことになりますから、そのまま放置すると特許権を取得することはできません。しかしながら、学会での発表なども科学技術の発展に寄与するものであり、特許法の目的と共通することから、そのことにより例外なく特許権の取得を認めないとはしないで、一定の場合には新規性喪失の例外を法定しています。つまり、特許出願前に、自己の発明を試験したり、刊行物に発表したり、インターネット等により発表したり、一定の学

術団体が開催する研究集会で文書により発表したり、発明者の意に反して新規性を失ったり、政府等開設の博覧会に出品することにより新規性を失った場合には、一定の期間（6ヶ月以内）に出願手続をすれば、なお新規性を失っていないものとされることになっています（特許法第30条）。これをグレース・ピリオドといいます。ただし、ヨーロッパでも特許権を取得したいと思うような発明については、ヨーロッパには、このグレース・ピリオドの制度がなく、ヨーロッパで特許出願する前に日本で学会発表した場合には、ヨーロッパでの特許権取得の途が閉ざされてしまいますので、やはり学会発表前に特許出願することが望ましいといえます。

Q28

発明者とは誰を指しますか。

- A. 発明者とは、発明を実際に創作した人をいいます。したがって、単にヒントやアドバイスを与えたり、資金を提供したにすぎなかった人は、発明を創作したことになりませんから、発明者ではありません。発明者には、特許を受ける権利という財産権と、発明者名誉権という人格権が認められることとなります。

Q29

職務発明とは何ですか。

- A. 職務発明とは、企業や大学や国のような使用者等の業務範囲に属する発明であって、その発明を完成するに至った行為が、従業者等の現在または過去の職務に属する発明をいいます（特許法第35条1項）。したがって、従業者等の発明には、職務発明とそれ以外の発明があることになります。特許法は、職務発明に関する特許を受ける権利等については、予め使用者等に承継させる契約や勤務規則等の定めを有効であるとし、職務発明以外の発明については、使用者等が予め定めた条項は無効として、従業者等を保護しています（同条2項）。

職務発明について、使用者等が特許を受ける権利等を承継したときには、従業者等は相当な対価を請求することができる権利を認められており（同条3項）、その相当な対価の算定基準は、使用者等と従業者等が協力して策定し、それに基づいて合理的に支払われなければなりません（同条4項）、そもそもそのような基準がない場合や、その支払方法が合理的でない場合には、承継を受けた使用者等がその発明により受けるべき利益の額と、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献および従業者等の待遇などの諸事情を考慮して定められなければならないものとされています（同条5項）。

Q30

特許取得までの経緯はどのようなものですか。

- A. 発明者またはその特許を受ける権利を承継した者が特許権を取得するには、願書に明細書、特許請求の範囲、必要な図面および要約書を添付して特許庁長官に提出しなければなりません（特許法第36条1項、2項）。願書は、特許権付与申立書であり、これには特許出願人の氏名または名称および住所または居所、発明者の氏名および住所または居所などを記載しなければなりません（同条1項）。明細書中の発明の詳細な説明の記載は、出

願発明を公開する部分であり、技術文献としての役割を果たし、特許請求の範囲は特許権発生後においては権利書としての役割を果たすこととなります。願書が特許庁長官に提出されると、出願が特許庁に係属することになります。

特許出願がなされると、特許庁において方式審査が行なわれ、出願から3年以内に審査請求がなされた場合には特許要件を主とする実体審査がなされ（特許法第48条の3第1項）、審査の結果、拒絶理由がないと認められた場合には、特許査定を経て（同第51条）、特許料が納付された場合には、特許権の設定登録がなされ排他的独占権である特許権が発生することとなります。

Q31

特許権が侵害された場合、どのような救済方法がありますか。

A. 特許権の侵害には、直接侵害と間接侵害の2つの形態があります。いずれかの特許権の侵害が認められた場合には、特許権者には、民事上、差止請求（特許法第101条）、損害賠償請求（民法第709条、特許法第103条・102条）、不当利得返還請求、信用回復措置（謝罪広告）の請求（特許法第106条）が認められ、刑事上、特許権侵害罪（特許法第196条）が適用されます。

特許権侵害罪は、従来、親告罪でしたが、最近では非親告罪とされるに至っており、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金（特許法第196条）、法人における従業者等が業務上違反行為をしたときには、3億円以下の罰金が科されます（特許法第201条）。

Q32

大学の研究による発明では、誰が発明者となるのですか。

A. 大学の研究においては、教授、准教授、講師、助手など、大学との間に雇用関係がある者による発明のほか、大学院生や学部学生による発明があり、これらの人たちの共同発明もあります。

誰が発明者となるかについては、前述の問題（「Q28 発明者とは誰を指しますか。」）に対する回答と同じで、単にアイデアやヒントを与えたり、資金を提供した人が発明者になることはありません。

Q33

共同研究の場合の発明の取扱いはどうなるのですか。

A. 共同研究は、企業と企業、大学と企業、大学と国・地方公共団体、大学と大学などの間で行われています。

共同研究の成果として生じる発明については、特許を受ける権利が共有状態となり、共有発明者が特許権を取得する場合には共有発明者全員で共同出願しなければ特許は拒絶されることとなっており、いわゆる抜け駆けは許されません（特許法第38条）。共有発明に対して特許権が付与された場合には、特許権の共有者は、契約で特別の定めをした場合を除いて、他の共有者の同意を得ないでその特許発明を実施することができます（同第73条2項）。ただし、各共有者が、その持分を譲渡したり、質権を設定したり、ライセンスする場合には、他の共有者の同意が必要です（同条1項・3項）。

なお、共同研究の成果である発明については、特許法上、このような取扱いがなされているため、共同研究に先立って、特許を受ける権利や特許権の帰属（持分を含む）、各共有者の持分の譲渡、ライセンス、質権設定の可能性、実施やライセンスによる利益の配分、各共有者の実施権限などについて十分な検討を加えた共同研究契約書を交わすべきです。

Q34

委託研究の場合の取扱いはどうなるのですか。

A. 委託研究とは、企業や国・地方公共団体等から特定のテーマで研究が委託されるものですが、厳密には、私立大学がこれらから研究の委託を受ける場合には、受託研究と称します。この受託研究の成果である発明の取扱いは、通常、委託者が開発研究を行うことがないため、あくまでも発明者は受託者のみであり、その発明者名誉権や氏名表示権という人格権が移転することはありませんが、財産権としての特許を受ける権利は、受託研究契約により定められることとなります。

Q35

大学院生や学生の発明の取扱いはどうなるのですか。

A. 政府や企業から財政的支援等を受けた受託研究において、大学院生や学生が、教職員と共になって、あるいは単独で発明する場合があります。

この場合にも、誰が発明者であるかの判断方法は、すでに述べたとおりですが、教職員の特許を受ける権利と大学院生や学生の特許を受ける権利の帰属は、その取扱いが多少異なってくるので注意が必要です。

教職員と共同発明者である大学院生は、その発明が職務発明である場合に、教職員と大学との間に特許を受ける権利の帰属について契約や勤務規則等に予約承継の定めがあれば、その特許を受ける権利の共有者は大学と大学院生・学生ということになります。予約承継の定めがないか、そもそも職務発明でない場合には、その教職員と大学院生・学生が特許を受ける権利を共有することとなります。この場合に、大学院生・学生の発明については、大学との関係で職務発明とはいえないとする見解が有力であり、その特許を受ける権利については、あくまでも大学院生・学生が持つこととなります。なお、教職員も大学院生・学生も、特許法のもとでは、同様に大学の指揮命令監督下にあるとの見解によれば、いずれも職務発明としての取扱いが認められることとなります。

Q36

特許権収入はどのように分配されますか。

A. 特許権収入とは、特許権を譲渡して得られる収入と、ライセンス収入に分かれます。

特許権収入の分配方法については、特許法上の規定はありませんので、あくまでも当事者に委ねられます。つまり、契約に定めがあればそれに従うこととなり、当初から契約がない場合には、協議して定めることとなります。

Q37

大学に届けず権利化となった特許はどうすればよいのですか。

A. 大学の教職員の発明であって大学に届けられない場合には、それが職務発明である場合と、職務発明でない場合とで異なった取扱いとなります。

職務発明である場合、大学において職務発明に関しては予約承継をする旨の定めを持っている場合に教職員がこれを大学に届けず自ら特許権を取得した場合には、これを単に契約違反（債務不履行）と考えて大学は損害賠償のみ許されるのか、予約承継により一旦大学に帰属した特許を受ける権利を冒認して出願したものであると考えて、特許を受ける権利や特許権の返還を認めるのかの問題が生じます。判例によれば、後者の取扱いを支持しています。つまり、大学は、教職員に対して、特許権を返還するよう請求することができます。

職務発明でない場合には、このような問題は生じることはありません。自己の出願は正当な権利行使だからです。

Q38

不実施補償とは何ですか。

A. 不実施補償とは、通常、企業と大学等発明を実施する能力のない組織が共同研究をする際に、将来その成果である発明の実施能力を有する一方が、その実施により利益を得た場合に、発明の実施能力を有しない一方に対して、その利益の一部を還元することを補償することをいいます。

通常、企業と大学等の共同研究により発明が生じた場合には、大学等は、そもそも発明を実施する能力がなく、それによる利益を享受することができないため、研究費等の確保の手段として、企業等に対して不実施補償を求めるケースが多くあります。これに対して、企業等は、この要求に簡単に応じるわけにいかず、両者の間で困難な問題となっています。

Q39

不実施補償がないと企業との契約が出来ないのですか。

A. 前述のように、不実施補償は、むしろ大学等、実施能力のない組織が、共同研究の締結にあたり、実施能力のある企業等に対して要求するものです。したがって、不実施補償が無ければ、企業にとっては好都合であり、契約ができないことにはなりません。

むしろ、企業側にとっては不実施補償無しで、共同研究契約をできれば好都合ということになります。

Q40

なぜ職務発明規程が必要なのでしょう。

A. 職務発明規程とは、前述の職務発明について、その特許を受ける権利の帰属、相当な対価の額、支払時期等に付いて定めたものです。

使用者等にとっては、特許法上職務発明については予約承継が認められており、もし予約承継の定めがない場合には、従業者の発明がたとえ職務発明であったとしても、その発明について特許権を取得することはできないこととなります。それでは、使用者等は、その研究開発や発明の完成に投じた費用等を回収することはできないこととなります。

従業者等にとっても、職務発明が使用者により予約承継された場合には、相当な対価請求権が認められるのに、その予測可能性がないこととなります。かつ、平成16年に、最近の相当対価請求事件の増大に伴って、対価の額の算定基準に関する特許法の規定が整備されたこともあり、職務発明規程等により、その基準が明示されている必要があります。

Q41

職務発明の対象となる研究とはなんなのでしょう。

A. 職務発明の対象となる研究とは、職務発明の要件を充たす研究開発のことです。ただし、従業者等の発明のうち、どのような発明を職務発明とするかは、もともと困難な問題であり、大学等研究機関においては更に困難な問題です。なぜなら、使用者等である大学の業務には、企業のような研究開発が含まれているかどうか疑問であり、大学等の教授や助教授等の研究者は、もともと憲法上、学問研究の自由を有しており、自由な発想に基づいて研究するものであって、企業等におけるのと同様な研究開発が職務であるとはいいいくからです。さらに、大学等の研究者は、発明をしても、それを公表するかどうかについても同様に、憲法上自由を有しています。

ただ、現行特許法上は、職務発明の要件中の使用者等には学校法人が含まれており、またその職務も、「その発明を完成するに至った行為が現在又は過去の職務の属するもの」と規定して、必ずしも発明完成自体が職務でなければならないとはしておらず、その発明完成に至る研究開発が現在または過去の職務に属していたかどうかを問題にしています。その意味では、大学の研究者の発明であって、大学が契約当事者となっている委託研究や共同研究契約の実行研究者の発明が職務発明の要件を充足するだけでなく、広く研究者の専門領域の発明は職務発明であると解釈される余地もあります。

Q42

職務発明規程が商標を対象としていないのはなぜなのでしょう。

A. 大学に限らず、企業等においても、職務発明と同様の概念を商標について考えることは、観念上は可能です。しかしながら、商標法上、商標は創作とはみなされておらず、著作物の要件を充たす場合には、著作物として著作権法上の取扱いとなるだけです。ただ、商標の概念に、立体商標が含まれることとなり、特許の対象である発明でもあり、立体商標でもあるものが考えられることにはなっています（特許法72条、商標法29条参照）。

商標が独創的なデザインや表現である場合に、職務著作として、特許法のような相当な対価請求権はないものの、報奨金として商標作成者に支払う例もあります。

Q43

権利の帰属が大学となると発明者は損をしませんか。

A. 大学の教職員の発明について、それが職務発明である場合には、特許を受ける権利等を大学に帰属するように予約承継が特許法上認められています。もちろん、使用者等である大学は、そのような予約承継が可能な場合でも、発明によっては、大学に帰属させず、教職員に特許を受ける権利を返還することもできますし、大学は通常発明の実施能力がないため、特許権を取得して利益を得られるのは権利自体の譲渡かライセンスが実現した場合であり、その場合には職務発明規程に定められている相当な対価請求が認められます。

大学の教職員が自己の発明について特許出願して特許権を取得し、自ら実施したり、他人にライセンスして利益を得る場合と、どちらの利益が大きいかはケースにより異なります。

Q44

大学における教職員の発明の対価はどう決まるのですか。

A. わが国の多くの大学においては、職務発明規程が定められています。その規定に定められている職務発明に対する相当な対価の算定基準による支払方法が、特許法35条4項に基づいて不合理でない場合には、それによることとなります。

それによる支払方法が不合理である場合には、裁判所によりその発明により使用者が得られる利益とその発明との関係で使用者が果たした負担や貢献等を考慮して算定されなければならないものとされています。

一般的に、対価の支払方法は、出願補償、登録補償そして実績補償という3段階に分けて支払われる傾向には変わりはありません。ただし、企業のような発明の実施能力を有しない大学における場合には、自社実施による実績補償はありません。

Q45

大学を卒業したり退職した後も権利は補償されますか。

A. 大学の学生については、そもそも職務発明としての取扱いがなされないため、卒業後の学生について問題となるのは、職務発明であるかどうかに関わらず、大学に特許を受ける権利を自主的に承継した場合の取扱いが問題となります。その場合には、その承継時の契約に従って処理されることになります。

大学を退職した教職員については、予約承継を定めた勤務規則等の内容、例えば、出願補償、登録補償そして実績補償の規程があれば、それぞれが支払われることとなります。

Q46

他大学に移籍したり定年退職等で大学から発明者が出て行く場合、知的財産に関連してどのような手続きが必要ですか。

A. 大学の教職員が他大学に移籍した場合や定年退職する場合であっても、相当な対価請求権自体に影響はありませんが、職務発明規程による実績補償等の支払方法を確認すべきです。

Q47

留学生が研究していた内容で大学が特許を取得しました。その留学生が帰国する際、どのように発明の対価を補償すれば良いですか。

A. 留学生の発明について大学が特許を取得して、相当な対価を支払う場合に留意すべきこととして特別な配慮は不要です。留学生との契約に基づいて実績補償金等の支払方法を確認すれば充分でしょう。

Q48

利益相反とは何ですか。

A. 利益相反とは、一定の組織の構成員が、他の組織において経済活動を行う際に、その活動が、本来の組織にとって不利益になる行為ないしはそのような状況をいいます。大学においても、近年、産学連携推進政策のもとで、大学の研究成果の社会還元の方法として、大学の研究者自らが起業し会社等を設立して、自己の発明等を事業化するケースが多くなっています。すでに、大学発ベンチャーの数は1,000社を超えています。そのような研究者が起業した会社等の業務から得る経済的利益（例えば、実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と大学の教育・研究に関する責任との衝突が利益相反の問題であり、産学連携を進める場合には不可避免的に生じるため、各大学において、その適切なマネジメントが重要課題となっています。

この利益相反は、狭義の利益相反と責務相反を含むものとして用いられることもあります。狭義の利益相反には、さらに個人としての利益相反と、大学としての利益相反があるとされています。前者は、大学の教職員個人が外部において得る利益と大学における責任との相反、後者は、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反です。

責務相反とは、大学の教職員が兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が衝突する状況をいいます。

Q49

具体的には、どのようなことが利益相反に該当すると考えられますか。
判断基準はありますか。

A. 利益相反の具体例としては、大学の教員が、自己の発明を元に起業して会社の役員をする場合に、起業した会社の業務に従事することが大学の利益に反する、例えば、兼業活動のために授業を行うことが出来なくなったりするなどのほか、所属の大学以外の企業や大学等に自己の発明等に移転する場合などがあります。

その判断基準としては、教職員が個人的利益を所属大学の職務より優先させている場合や、所属大学の活動時間より外部における活動時間配分を優先させている場合などがあげられています。

〔その他の知的財産についてのQ&A〕

Q50

「意匠」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。

A. 意匠、すなわちデザインといわれるものですが、意匠法の上で保護される場合、物品の形や状態、模様、色彩が組み合わされて作られる、「見た目の美しさ」が求められます。したがって、例えば「外見からはわからない」デザインはどのように保護すれば良いのか工夫をする必要があります。また「びっくり箱」のように形が変わるデザインも意匠法で保護されます。

大学は、「意匠」が生まれてくる宝箱です。しかし、その命は短く、また多種多様であるため、データベースとして管理されずに放置されることが多いのです。むろん、教育と研究の中で長い間使用されるものは、個性のある文化を築いてそのシンボルとなりますので、自己主張をするためにも登録しておくことが望ましいのです。

Q51

「商標」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。

A. 大学の知的財産として身近なものに「呼称」、「校章」、「マーク」があります。商標法にサービスマーク登録制度が導入されて15年が過ぎましたが、大学においても、標章等の取り扱いに関する規則などを定める必要があります。制服、校章バッジ、ユニフォーム、公開資料、関連グッズなどに使用する際に、大学の「偽のブランド・イメージ」を、うっかりして、作り上げないようにしなければなりません。また、インターネットの時代ですから、「呼称」が他者によって不正に使われたり、さらには、教育・研究の海外展開を計画する際に、そのマークの使用が制約されたりすることもあります。大学のブランド管理を明確にして、信頼向上に努力する必要があります。

Q52

「営業秘密」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。

A. 平成16年1月1日施行の改正不正競争防止法は、営業秘密について、民事的保護、刑事的保護の双方から強化を図りました。営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法、その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていないものとされています。事業体として大学は、そのような情報が交差する中心にいますといえます。なぜならば、大学から転出していく者、そして、退職していく者との関係、大学に転入してくる者との関係、共同研究の成果を論文発表・特許出願するとき企業との関係、さらには、インターンシップによって学生や院生が活動したときの関係、社会人の学生を受け入れるときに生じる関係など、大学が営業秘密にかかわる機会が多いのです。特に、研究成果、経営情報、学生等個人情報、求人情報などの中に営業秘密の範囲が隠されていることがあるのです。

もう一度、大学の社会的使命とその責務に照らし合わせて、情報の交差点を俯瞰する必要があります。

Q53

「育成者権」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。

A. 育成者権とは、種苗法によって律せられた知的財産権の一つです。植物の新品種や従属品種（キメラ体、反復交雑F1、組換えDNA、細胞融合など）の持っている価値創造サイクルを具現化することが進められています。近年では、農学や医学系などの特定の学部や大学院研究科の内部に限定された事柄ではなく、育成した種苗品種の届け、その収穫物、加工品流通までも視座にいられた産官学連携の展開がなされつつあります。大学が育成者権に関わることは、単に、地域活性化への支援や国際貢献への参画としてではなく、新たな教育研究の分野を基盤とした知的財産を提供することにつながります。

〔出願手続き、企業との共同研究等についてのQ&A〕

Q54

知り合いの弁理士に出願をお願いしてもよいですか。

A. 発明者が、直接弁理士に出願依頼することは禁止している大学が多いようです。これは大学が承継して大学が出願人になるか否かは、知的財産本部等で決定するからです。また、出願することになったとしても、弁理士に手続きを依頼する前に、出願人においてなすべきことがあり、以下の検討が不十分であると、せっかくの発明の権利化が遅れかねません。

主なものは、①その発明について類似の発明が既に公表されているか否か（先行技術調査）②その発明に基づいてどんな権利を申請するか（出願戦略）です。これらは主として、知的財産本部やTLOが行います。そこで十分検討され、強い特許を取得しやすいように、出願内容の概要が決められます。

Q55

企業に出願手続きをまかせたので発明届けの必要はありませんか。

A. この場合も、大学に職務発明規程等がある場合には届出をする必要があります。また通常、企業に出願手続きを任せるか否かは知的財産本部等が決めます。

発明届けが出ると、知的財産本部等は、規程に従い、承継の可否を検討し、承継すると決定した場合は、知的財産本部等が企業との間で出願の取扱いについての契約を交わします。出願手続きは、通常発明の内容を熟知している知的財産本部が行いますが、企業に依頼する場合でも、出願内容については、知的財産本部等が、前述とおなじく検討した上で、企業と協議して最終的に決めます。

大学が承継しないと決定した場合は、通常、権利は発明者個人に返還されますので、企業との間で個人的に出願手続きを任せる契約が可能となります。

Q56

出願にはどのくらいの費用がかかりますか、それは自己負担ですか。

A. 国内特許の出願には、特許庁への納付費用は1.6万円ですが、弁理士等への支払い手数料等（技術分野、難易度、発明内容のボリューム等により異なり、弁理士との合意により決定されます。）が25～45万円程度かかります。実用新案の場合は、1.4万円、20～40万円、意匠の場合は1.6万円、5～15万円、商標の場合は、2.1万円、5～15万円程度、それぞれかかります。

負担については、通常、大学帰属となった場合には大学負担、発明者個人に返還され個人帰属となった場合には個人負担となります。

Q57

特許の出願、権利化、維持にはいくら位かかりますか？また、大学への優遇措置や資金援助があれば教えてください。

A. 特許庁への納付費用と弁理士への手数料等の二つがあります。出願時には、1.6万円と約35万円、権利化時には（審査請求、拒絶理由対応、特許成立）約20万円（審査請求料、登録料）と約40万円（拒絶対応、特許成立時の成功報酬等）、維持には20年間維持した場合で特許庁へ支払う特許料（請求項の数による）で約120万円、それぞれかかります。

大学への優遇措置については、審査請求料および1～3年の特許料が半額となる措置があります。申請書等詳細については、特許庁ホームページ（<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>）を参照してください。

また資金援助については、弁理士会の手続き費用給付制度、手続き費用融資制度があります。詳細はホームページ（<http://www.jpaa.or.jp/>）を参照してください。

Q58

出願後に発明を補正できますか。 その手続きはどうすればいいですか。

A. 補正自体は審査が始まるまで（最初の拒絶理由通知を受けるまで）いつでもできます。

しかし、補正できる内容は明細書の記載範囲内に制限されます。発明内容を拡張または変更しそうな場合は、場合により、新たな出願または優先権主張出願を行います。後者は、もとの出願発明に新たな技術的事項を加えて、一つの出願として出願するもので、もとの出願の出願日から1年以内に行う必要があります。

最初の拒絶理由通知を受けた後も、補正できる期間は限定されますが、請求項の縮減（発明範囲の縮減）や誤記の訂正等は可能ですので、弁理士等に相談してください。

手続きは、特許庁に対し、補正内容を記載した手続補正書を提出することにより行います。通常、出願手続きを依頼した弁理士に依頼します。特許庁への納付金はありませんが、弁理士に依頼した場合は通常5～10万円程度の手数料がかかります。

Q59

外国出願の方法について教えてください。J S Tの補助があると聞きましたが、どのような内容ですか？

A. 外国への出願は、通常、国内の出願を行ってから1年以内に行います。諸外国へ直接出願する方法（パリ条約ルートといいます）と日本の特許庁（受理官庁）に出願したい外国名を指定して国際出願する方法（P C Tルートといいます。）があります。後者の場合、日本語で出願でき、指定した外国すべてに出願した効果を得ることができます。ただし、日本出願の日（優先日）から30ヶ月以内に最終的に権利を取得したいと考えた国の指定する言語に翻訳した翻訳文を提出する必要があります。両ルートとも特許として認められるかどうかは、最終的には各国特許庁の実体的な審査に委ねられています。

J S Tの補助は、外国特許出願・維持の公的費用と弁理士費用になされます。ライセンス等により収入を得た場合のJ S Tへの返還金額の累計の上限は、補助金額相当額とされています。国内出願後6ヶ月以内に申請し選考を受ける必要があります。

Q60

企業と特許を共有するときの留意点は何ですか。

A. 第一に、共有とする根拠を明確にしておきます。企業と大学の共同発明であるので共有とするのか、大学の単独発明であるが企業から資金、有体物等の提供を受けたので大学が持分を一部譲渡し共有とするのか、研究契約に基き共有とするのかを明確にします。これは発明者に対する報償金を決める際や企業との間で不実施補償の要否等の契約内容を協議する際のベースとなる情報になります。第二に、共有の持分を明確にします。共同発明の場合は、研究契約等で予め持分が定めてある場合を除き、発明者の発明に対する寄与をベースに出願時に協議します。第三に、企業との間で共同出願に関する契約を結びます。共同出願契約には、持分のほか、出願手続きの担当、出願費用負担、発明者への補償、発明の実施、実施料（不実施補償）、実施許諾等を定めておきます。

Q61

大学と企業が特許権を共有している場合、どのような制約がありますか。

A. まず、特許を受ける権利が共有にかかる場合には、他の共有者と共同でなければ、特許が出願できません。したがって、共同発明の場合両者が合意しなければ出願できません。

次に、自己の権利の持分は、他の共有者の同意を得なければ第三者に譲渡できません。従って大学が自分で実施しないからといって自己の持分を、実施を希望する第三者に譲渡しようとしても、企業がノーといえできないことになります。

同様に、実施許諾についても他の共有者の同意がなければ第三者に実施許諾できません。一方、共有者自身は、契約で別段の定をしたときを除き、他の共有者の同意を得ないで実施することになっています。

以上をまとめてみると、共有に関する特許法の規定は、大学に不利で、従って「別段の定」を研究開始時又は出願時にしっかり結んで、バランスをとっておく必要があります。

Q62

大学が企業と共同研究を行う場合、何に注意が必要ですか。

A. まず、研究内容、研究分担及び研究スケジュールを明確にし、企業が大学に求めているものを見誤らないようにするとともに、担当業務量と研究費用の見積を十分に行います。次に契約条件は、大学の事務担当の参加を得て交渉を行います。企業間では契約交渉に数ヶ月かかることは稀ではありません、交渉期間に十分余裕がないと双方が満足する契約条件を見つけられません。重要なポイントは、成果（知的財産）の取扱、秘密保持、成果の発表、学生参加の場合の扱いで、これらはどんな成果が期待できるか、それに対する双方の寄与、成果の活用方法等を検討して、ケースに応じた契約条件をみつけます。とくに成果の取扱に関しては、一方のみが有利にならないようにWIN-WINの仕組みを築き、真の信頼関係を達成できるようにするのが肝腎です。「うまくやった」、「うまくやられた」の感じが残ると、協力関係にひびき、結局「虻蜂取らず」に終わります。

Q63

企業との共同研究に学生を参加させる際の学生の処遇（学生との契約等）はどうすればよいでしょうか。

A. 学生は、大学の被雇用者ではありませんから、直接はもちろん暗黙裡にも参加を強制することはできません。参加させるに当たっては事前に十分そのメリットと義務を十分説明し、予め参加の希望を確認しておくことが必要です。すなわち、共同研究への参加は、豊富な研究費、情報をもとに、先端的研究に参加でき、貴重な研究経験と実りある研究成果が得られやすいなどの研究者としてのメリットがある一方、研究成果については、権利譲渡、秘密保持義務等が課せられていることを説明します。その上で参加を希望するか否かについて問い、学生が自由な選択をなしうる状況にて参加の意思表示を確認したのち、企業との契約において課せられている義務（知的財産権の譲渡及び秘密保持）の遵守に関する誓約書の提出を求めます。アルバイトとして雇う場合には雇用契約に規定しておきます。

一方、企業に対しては、学生が協力者として参加することに事前に了解を得ておきます。

Q64

海外の大学・研究機関と共同研究を実施中で、知的財産が創出されつつあります。国家間の権利管理と調整について、どのような機関に相談すべきですか。

A. 取扱いに際しては、国家間の安全保障上の規制に十分注意しなければなりません。例えば、米国では、米国国内でなされた発明については、米国特許庁の許可をうけるか、発明にかかる出願を米国で行い6ヶ月を経過しなければ他国へ出願できません。また米国内でなされた発明は発明機密法の適用を受け、安全保障にかかわる重要技術に関する特許申請は無効とされます。中国においても国防專利条例があり、国防利益に係る発明については外国への譲渡は禁止されています。そのほか、共同研究の相手方と試作品・技術情報を交換する場合、日本及び相手方の国の輸出管理法、外国為替及び外国貿易法等の規制に抵触するか否かについても検討します。情報入手・相談先としては、経済産業省安全保障貿易管理HP、安全保障貿易情報センター（C I S T E C）、この種の業務に明るい弁理士、弁護士のほか、弁理士会、弁護士会、日本知的財産仲裁センター及び日本商事仲裁協会等があります。

〔学生との関係等についてのQ&A〕

Q65

大学は学生の発明を当然に承継できるのですか。

A. 学生は、通常、教職員とは異なり大学の従業者等に適用される発明規程の対象外にあります。したがって、前述のようなケースで予め学生から知的財産権の譲渡に関する誓約書等をもらってある場合を除き、大学は学生の発明を当然には承継できません。

学生から発明について権利譲渡を受けるには、個別に譲渡についての同意を得る必要があります。同意が得られた場合には、大学と当該学生との間で譲渡契約を締結します。譲渡契約には、通常、大学側の義務として譲渡対価の支払い、譲渡を受けて出願したが、その後、審査請求をしない等、特許化を断念する際の学生への権利返還（希望した場合）等、学生側の義務として秘密保持義務（特許出願が公開されるまでの間）等が盛り込まれます。なお、発明規程に学生から譲渡を受ける条件を明示しておき、譲渡書兼発明規程準用の同意書で済ます方式もあります。

Q66

大学教員と学生との共同研究の場合、学生の権利はどうしたらよいですか。

A. 成果に学生が単なる実験者として寄与したにすぎないかアイデア提供者としても寄与しているかによって扱いが異なります。前者の場合にも、学会発表・論文発表の場合の発表者としての名誉が学生に与えられることが多いようですが、後者の場合は、財産権の保有者としての権利にも十分配慮する義務が生じます。これは特許法、著作権法がアイデア提供者（発明者）・創作者に権利を与えているからです。また、教職員と学生の共同発明が認定されると、当該発明の特許出願は共同でなければすることはできません。したがっ

て、特許出願は、大学（教職員）と学生個人の共同出願か、前項の手順を踏んで学生の持分について大学が譲渡を受け大学の単独出願とするか、のいずれかになります。この場合、持分は発明に対する寄与をベースに発明者間の協議により決められますが（決めていない場合は均等）、持分は報償金等の利益配分のベースになりますので慎重に決定する必要があります。

Q67

研究室内での秘密情報の管理にはどのような注意が必要ですか。

A. 研究室には、アイデア段階のもの、初期の研究成果の芽、発表前の研究成果のまとめ、特許出願前の発明内容、特許出願後公開前の特許明細等の種々の秘密情報が存在します。

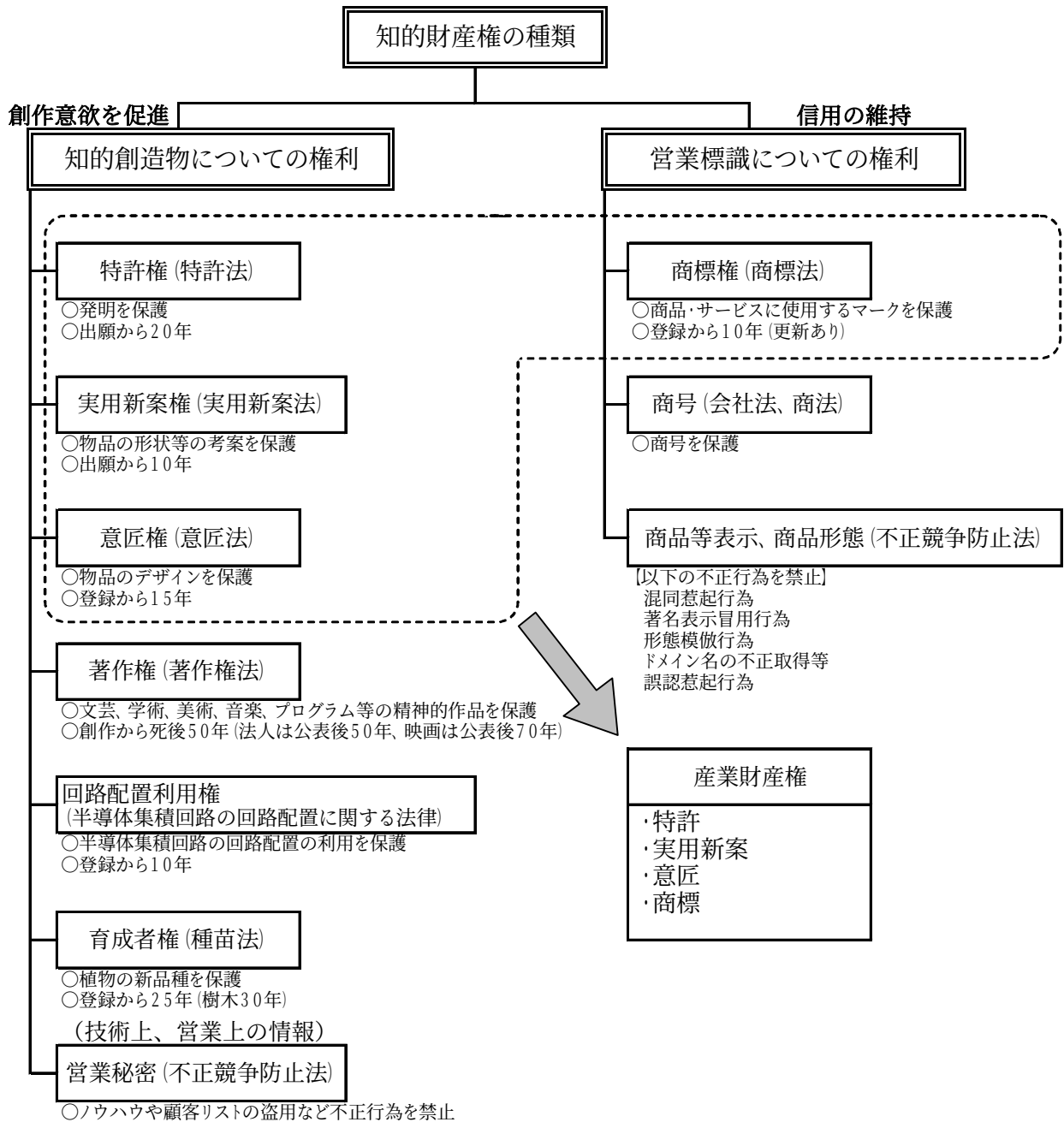
これらは漏洩すると困りますが、かといって企業のように厳重な管理体制をしるのは、大学の特質上困難です。しかしながら産学連携にかかわる情報に関しては、大学が法的に企業に対し秘密保持義務を負うケースが多く、民事上の問題とならないように慎重な取り扱いを要します。具体的には、他の情報との明確な区別（秘密の表示を付すこと）、秘密情報の管理（アクセス制限。アクセス者を担当者等に限る、鍵のかかるキャビネットに保管する等）、学内の秘密管理規則を作る・アクセス者から誓約書をもらうとともに情報管理指導をする等が必要になります。とくに産学連携にかかる研究に学生を関与させる場合には、知的財産権譲渡とともに秘密保持に関する誓約書の提出を求めています。

Q68

産学連携を行っている教員、学生、ポスドクなどがうっかりと技術情報を漏らしてしまった場合、大学はどこまでの責任を取るべきですか。

A. 大学の被雇用者である教員と、大学の被雇用者でない学生・ポスドクとでは若干相違します。前者の場合は、大学の過失としての大学に民事上の責任が生じます。後者の場合は被雇用者ではなく協力者の位置づけですが、まず、学生等の協力を得ることが契約に明文化されているか否かが問題となります。明文化されていない場合には大学の責任を問われる範囲が広がります。もちろん明文化されていたとしても学生等は教員の指揮命令下にありますから責任（少なくとも選任・監督責任）は免れることはできません。さらに学生等の過失に対する責任が契約にどのように規定されていたかも関係します。協力者の違反に関してすべて責任を負うと規定されていた場合は、教員と同じことになります。企業との契約時に協力者の起用及び大学の責任範囲について話しあっておくことが重要です。その際、学生等は場合により企業の競合相手に就職する可能性も指摘しておきます。

知的財産権の種類



※特許庁ホームページ (http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm) に基づき連盟事務局作成

知的財産問題検討委員会委員

担当理事	平 林 千 牧	法 政 大 学	総長・理事長
委 員 長	齊 藤 博	専 修 大 学	法科大学院教授
委 員	菊 池 純 一	青 山 学 院	法学部教授
	平 野 晋	中 央 大 学	総合政策学部教授
	和 田 元	同 志 社	知的財産センターリエゾンオフィス所長・工学部教授
	大 中 有 信	法 政 大 学	法務研究科教授
	小 幡 斉	関 西 大 学	理事・工学部教授
	吉 田 和 夫	慶 應 義 塾	常任理事・理工学部教授
	長 嶋 比呂志	明 治 大 学	知的資産センター副センター長・農学部教授
	飯 田 紘 雄	立 命 館	知的財産本部副本部長・教授
	紋 谷 暢 男	成 蹊 学 園	法務研究科教授
	角 田 政 芳	東 海 大 学	実務法学研究科教授
	盛 岡 一 夫	東 洋 大 学	法務研究科教授
	勝 田 正 文	早稲田大学	産学官研究推進センター長・理工学部教授